

平成22年12月8日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	西 村	正 久

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副市長兼総務部長		北	村	和	博
市民部長		岩	田	輝	寛
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		北	御門	敏	則
会計管理者兼会計課長		田	中	敏	男
企画課長		藤	田	洋	一郎
総務課長		中	村	博	之
財政課長		迎		和	泉
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		田	中	一	枝
税務課長		中	村	和	典
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長		森	田	利	明
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		平	石	和	弘
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		井	手	讓	二
教育長		小	野原	利	幸
教育次長兼教育総務課長		谷	口	秀	男
生涯学習課長兼中央公民館長		有	森	弘	茂
同和対策課長兼生涯学習課参事		中	村	信	昭
農業委員会事務局長		松	浦		勉
監査委員事務局長		中	島	と	しえ
監査委員		植	松	治	彦

---

平成22年12月8日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 閉会中の継続審査議案
- 議案第38号 平成21年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第39号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第40号 平成21年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第41号 平成21年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第42号 平成21年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第43号 平成21年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第44号 平成21年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第2 議案第52号 鹿島市基幹農道管理条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）
- 日程第3 議案第53号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の制定について
- 議案第54号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について  
(大綱質疑、総務建設環境委員会付託)
- 日程第4 議案第55号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第56号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第57号 平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第58号 平成22年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第59号 平成22年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について  
(質疑、討論、採決)
- 日程第9 決議第3号 諫早湾干拓事業に対する福岡高裁の判決を受けて、上告を断念

するとともに、中・長期開門調査の早期実施を求める決議（案）

（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。澤野事務局長。

○議会事務局長（澤野政信君）

諸般の報告をいたします。

本日、12月2日提出の議案第59号 平成22年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）附属書類の一部について、お手元に配付の正誤表のとおり訂正をしたい旨、市長から議長あてに申し出がありましたので、そのように訂正していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上の諸般の報告を終わります。

日程第1 閉会中の継続審査議案 議案第38号～議案第44号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1. 議案第38号から議案第44号までの7議案について審議に入ります。

去る9月定例会において、決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託されました議案第38号から議案第44号までの平成21年度に係る各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長、小池幸照君。

○決算審査特別委員長（小池幸照君）

おはようございます。決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月定例会本会議において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております議案第38号から議案第44号までの決算認定7議案について、11月8日、9日、10日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

なお、8日の午後からは議案関係6カ所の現地調査を行いました。

それでは、審査の経過及び結果についての御報告をいたします。

市長あいさつの後、財政課長より平成21年度の決算状況と主要施策の成果説明書により説明がありました。

一般会計では、21年度末に国の経済対策として実施されたきめ細かな臨時交付金など22年

度へ繰り越した事業を除きまして、実質245,781千円の黒字となっております。公共下水道事業は745千円の黒字、谷田工場団地造成分譲事業は380千円の黒字となっております。国民健康保険特別会計は114,197千円の赤字で、この金額が現在の累積赤字となっております。20年度決算では317,911千円の累積赤字がありましたが、21年度に一般会計から赤字補てん分として120,436千円の繰入金があったこと等により、約2億円の累積赤字の減となっております。老人保健は756千円の赤字、後期高齢医療は971千円の黒字となっております。

経常収支比率は92.4%で人件費及び公債費が順調に減少していることが改善の要因となっております。しかしながら、少子・高齢化対策、障害者支援、医療費助成など扶助費の伸びは今後も続くものと見込まれる。今後も同様の数値で推移をするものと思われまます。実質公債費比率は15.8%で起債に際し知事の許可が必要な18%を昨年までは上回っていましたが、これを下回り、許可団体を脱したところであります。

市債残高は平成12年度のピーク時の138億円から21年度末には約93億円と着実に減少し、金額を交付税として措置されます臨時財政特例債を差し引いた実質の市債残高は約63億円となり、ピーク時からいたしますと、75億円の減少となっております。9,275,200千円の市債があるものの、国が68.5%を補てんしてくれるため、実質的な市の借金は約29億円となります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律についての説明がありました。財政指標として新たに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担率が新設をされまして、実質公債費比率を含めました健全化判断比率と呼ばれる4つの指標を公表することが義務づけられました。実質赤字比率は一般会計のみとなる連結実質赤字比率は一般会計に加えて国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療の特別会計及び水道事業、公共下水道事業特別会計、谷田工場団地造成分譲事業特別会計を加えた範囲が対象となる。実質公債費比率は、構成団体として参加をいたしております一部事務組合まで対象範囲が広がります。将来負担比率は市が出資している第三セクターや公社が含まれますが、鹿島市では土地開発公社を含めたところまでが対象となりますとの報告がありました。

次に、監査委員より議案第38号から議案第44号までの7議案について一括して決算審査の概要報告がありましたので、その概要を申し上げます。

まず、審査の結果ですが、審査に付された歳入歳出決算書及び同附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数についても関係諸帳簿、証拠書類照合の結果、適正に表示され、各会計ともおおむね適正に処理されている。

平成21年度鹿島市一般会計の歳入決算額は13,137,470,952円で、この主な要因は市税や繰入金の減があるものの、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金に伴う県支出金や平成20年度からの繰越金、県営広域営農団地農道整備事業等に伴う市債の増となったこと等によるものです。

歳出決算額では、職員数の減により人件費の減があったものの、投資的経費において、市道整備・補修・改良事業や道の駅「鹿島」整備事業等の増、緊急雇用対策の物件費の増があつて、12,826,202,565円となっている実質収支額は、245,781,537円の黒字決算となっている。さらに、今後の財政運営を備えるために財政調整基金230,000千円、減債基金151,940千円、公共施設建設基金220,000千円がそれぞれ積み立てられている。

政策については、定住促進と交流人口の活用をキーワードに掲げたまちづくりが進められ、企業誘致では、コールセンター機能を持つ情報通信関連企業の進出がありました。共働き世帯の子育て支援として、鹿島小学校に放課後児童クラブ施設が新設され、また鹿島市休日子どもクリニックの運営、空き家登録活用事業の補助額の増や就学前乳幼児医療の全額補助等を引き続き実施し、定住促進が図られてまいりました。また、道の駅「鹿島」整備事業や中庭ダム周辺整備事業、肥前浜宿の歴史的町並み保存活用に関する事業などにより、観光の拠点づくりと観光サイン整備事業により観光客の利便性向上を目的とした整備が行われ、交流人口の活用を目指す基盤づくりが図られています。しかし、長引く不況等により、地方経済が疲弊する中、平成21年度では市税で1億円を超す税収の落ち込みが見られます。また、有明海の環境の変化や高齢化、後継者不足等による耕作放棄地等の拡大により農林水産業の低迷が見られ、今後さらなる税収の落ち込みなど大きな影響を受けることが懸念されるとの報告がありました。

次に、公共下水道事業特別会計については収入済額1,646,770,909円、支出済額1,646,025,909円、繰越明許費が13,865千円となっている。一般会計からの繰入金は539,602,570円で、平成21年度末現在では、203.6ヘクタールの区域の整備が完了し、3,124世帯、8,280人が利用されている。下水道事業運営の根幹をなす公共下水道使用料については滞納繰越分2,442,211円で年々増加している。受益者負担の公平を期するためにも、受益者負担金の未収金3,266,500円とともに、今後より一層の収入向上に努められるよう要望するとの報告がありました。

次に、谷田工場団地造成分譲事業特別会計については、起債の償還については平成20年度で完了いたしておりますが、未売却用地のうち一部は旭九州株式会社へ貸し付けがなされていますが、使用されていない1.7ヘクタールの残地については、企業誘致に努力してもらいたい。

次に、国民健康保険特別会計については、歳入決算額4,143,898,120円、歳出決算額は4,258,095,423円で、114,197,303円の歳入不足となっている。収入未済額は306,176,970円と前年に比べて19,697,069円と増加をしている。保険事業加入者は9,820人と前年度より277人減少している。恒常的な赤字決算が続いていたことから、単年度収支の赤字解消を目的に、平成19年度から3カ年かけ国保税率の段階的な改正が行われておりますし、平成18年度以前の累積赤字縮小を目的として、一般会計から法定外繰入金120,435,528円が繰り入れられています。特定健診等の受診率アップが医療費を抑制し、ひいては保険税のアップを抑えてい

くことにつながることを理解していただく取り組みと保険税の収納率の向上及び収入未済額306,176,970円の解消努力により、国民健康保険事業がより一層充実されることを要望するとの報告がありました。

次に、老人保健特別会計については、平成20年4月より後期高齢者医療制度が開始され、現在は平成20年3月以前の診療分に対する精算業務が行われています。歳入決算額9,820,338円で、歳出決算額は10,576,448円で、756,110円の歳入不足となり、次年度予算の繰り上げ充てん金で金額が補てんされています。

次に、後期高齢者医療会計については、歳入340,765,733円、歳出で339,794,733円となり、971千円の黒字決算となっています。

以上、監査委員からの報告がありました。

次に、審査の過程における八十数項目に上る質疑応答がありました。全部を紹介するわけにはいきませんので、その一部を紹介し、以下概要を申し上げます。

1. 市税の徴収率が88.3%と県内ワースト3となっているが、こうした結果になった理由をどう分析されているのかという質疑に対し、一番大きな要因は、1次産業のウエートが高いということにあります。ノリの養殖業が2年続けて不作だったことが一番の要因となっていると思っておりますし、農業の不振による農業所得の低下が見受けられておりますし、失業者の増員が大きな要因と考えております。
2. 保育所みどり園の民営化の進捗状況はの質問に対し、今年度から具体的に住民の方、あるいは保護者の方を対象に説明会をやっていくことにしております。具体的に地区では区長さん、みどり園の運営委員会で3回か4回の説明をいたしております。
3. 市民会館は老朽化が進んでいるが、検討されているのかに対し、市民会館は耐用年数が切れておりますし、来年度は耐震診断の調査をするようにしています。その結果を見ながら検討に入らなければならないと思っております。建設に関しては、かなりの金額もかかりますし、年数的にも設計から完成まで多分3年近くかかると思いますので、今年度か来年度くらいには検討委員会等を含めて検討する必要があると思っておりますとの答弁がありました。
4. し尿くみ取り料金についてどう考えているのかの質疑に対し、20年の3月にくみ取り料金等の値上げ申請があっております。それ以来、県、業者さんの担当と数回にわたり話し合ってきました。公共料金と位置づけまして、この御時世、公共料金を引き上げるというのは本当に市民の皆さんの理解が得られるものであろうかということを基本的条件として、いろいろ検討させていただきました。最終的には先月、今のデフレ時代、それからこの不況の時代において、値上げの状況にはないと公文書をもって回答いたしましたという答弁がありました。
5. 不法投棄の現状と対策はどうなっているのかに対し、週1回市の職員がパトロールを

しております。また、地域の皆さんの中に美化推進委員をお願いし、監視をしていただいております。それから県の廃棄物の不法投棄に対し、市内に10名の監視員さんがいらっしゃいます。そして今回、緊急雇用をいたしまして環境パトロールをお願いをいたしております。回収につきましては、年10回程度回収をしております。数量的には軽トラック1台分あるいは3台分と大量の場合もありますし、山または海付近に不法投棄するものが近年ふえ続けております。

6. 小児科の時間外の診療は、武雄地区の休日急患センターを利用することになっていますが、地元で診察していただけるような対応を今後考えているのかの質疑に対し、現在は南部地区時間外診療センターで、月曜日から金曜日までは武雄のほうで受けていただいておりますが、週2日間は鹿島の休日急患センターを使ってできないかということで、本年度から協議をいたしております。いろいろな面で問題はありますが、鹿島地区医師会と十分協議の上、進めようとしているところでありますという答弁がありました。
7. ノリ養殖の2年連続の不作で、その要因の1つに、塩田川からの水の流れが有明のほうに流れている潟土のしゅんせつ工事の実態実績はどうなっているのかとの質疑に対し、夏場だったと思いますが、漁協と市と県と一緒に現地を確認しております。確かに潟土は堆積をしておりますし、流れが七浦川に流れていない状況は確認できております。今、県事業として、この流れをたまっている泥をしゅんせつしていただくをお願いをしております。潟土のしゅんせつは百貫漁港で4日、浜漁港で8日、飯田漁港で3日の作業を8月末から9月の中旬にかけて実施いたしております。2,600千円の事業の内訳は、重機とか台船を借り上げて作業を行ってもらっています。ほかに漁協でも毎年6,000千円近くの予算を組んで、しゅんせつをしていただいているとの答弁がありました。
8. ふるさと雇用再生基金事業と緊急雇用創出基金事業で125名の雇用をされているが、その成果なり効果なり、どう分析されているのかとの質疑に対し、雇用をいたしました。最終的には就職していただくことが目的であります。委託先で就職された方が3名いらっしゃいますし、ほかに就職された方が22名いらっしゃいます。ふるさと雇用も緊急雇用も市内の方の雇用は、全部で延べ人数で125名となっておりますが、更新とかあっておりますので、実数は106名となっております。効果ですが、中心市街地活性化ということで4名を雇用していますが、宅配サービスなりコミュニティ施設を中心市街地に開設することができた。観光協会で6名の方が観光戦略を推進するために働いていただいています。ニューツーリズムのイベントの開催でありますとか、他のイベント等で活躍していただいています。学校教育における支援事業等でも、子供たちが大変落ちついた学習環境に、人的なてこ入れによってなっている。また、特に効果があったのは、不登校がこの事業が始まってから激減をしている効果がありますとの報告がありま

した。

9. 保育園の滞納額17,000千円ありますが、今後の対応はに対し、滞納金の徴収につきましては、一番注意をしなければいけないのが、納める能力がありながら納めていない人たちには目を光らせながら神経を使っています。10月には子ども手当が支給されましたので、幾らかでもこちらに回していただけないか、滞納者の家を1軒1軒回っておりますとの答弁がありました。
10. 指定管理者から事業報告書の概要の中で、前年度黒字の分で収入に繰越金が計上されていないが、帳簿上きちんと人に見せてもおかしくないようにしておくべきだ。また、指定管理者の通帳なり帳簿をきちんと閲覧できるような形で報告をしていただきたいという質疑に対し、委託料につきましては、5年間の努力、団体の努力を勘案しながら見直しを行っていく、また、赤字の場合は、次年度の委託料の中で加味するという事で、導入した経過があります。前年度の繰越金や赤字についてどうなったのか不透明なところがあります。このことにつきましては、関係課が集まって早急に皆さんの指摘にかなうような情報が正確に伝わるよう報告書を作成しますとの答弁がありました。

次に、一般会計が終わった後、特別会計について一括して審議をいたしました。その質疑の内容を申し上げます。

公共下水道特別会計では、

1. 浄化センターとし尿処理場藤鹿苑分で環境薬剤の単価の違いは。
2. 起債残高66億円の償還見通しは。
3. 浄化センター管理業務委託料で特に問題はないのか。
4. 工事の落札率と工事発注はどうなっているのか。
5. 汚泥の処理はどうなっているのかの質疑が出されました。

次に、国民健康保険特別会計では、

1. インフルエンザ予防で市町との負担金の違いは。
2. 法定外繰入金120,000千円程度をやって今後の見通しについて。
3. 累積赤字の解消について。
4. 国保税の引き下げと国保の広域化について。
5. 後期高齢者医療制度で滞納者は。
6. 306,000千円の未収金があるが、その対策は等の質疑がなされました。

次に、谷田工場団地分譲事業について、1.7ヘクタールの残地、企業誘致対策は等が出されました。

以上、本委員会に付託されました平成21年度各会計の歳入歳出決算についての質疑、意見、要望が出されました。

質疑終了後、討論を経て直ちに採決の結果、議案第38号から議案第44号までの7議案は賛

成多数で原案のとおり認定すべきと決しました。

なお、平成21年度決算認定7議案の決算審査における執行部の答弁について、一部答弁の不明瞭な発言や手戻りなど、審査に臨む準備不足が散見されたので、附帯決議が可決されました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

**○議長（橋爪 敏君）**

議案第38号から議案第44号までの7議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋爪 敏君）**

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

それでは、ただいま提案されております件について討論をしたいと思います。

21年度の市民の暮らしがどうだったかということ振り返りますと、本当に大変な状況の中で行われたと思います。小泉構造改革はもちろんですが、アメリカの金融危機から不況の波はおさまるところを知らず、日本の経済に大きな打撃を与え続けているのではないのでしょうか。その波はもちろん鹿島市にも大きく押し寄せてきました。特に大企業は莫大なため込みをしているにもかかわらず、不況に名をかりて、リストラや正規社員を減らし、非正規社員や派遣社員を採用するなど、国民の生活は大きく落ち込みました。このような事態の中で、働くところはもちろんですが、住む家もないという国民が、寒い中、公園などで生活をしないでなければならないということも生み出されました。

このような事態は都会だけのものではありませんでした。鹿島市においても、リストラに遭い、働くところがない、収入がない、住まいがないと私も幾つもの相談を受けてきました。探しても探しても仕事がないために、やっとの思いで福祉に生活保護のお願いに行っても、なかなか簡単にはいかなかったようです。国の制度によって短期間の就職あっせんもあっておりますが、特殊なもので、だれでも仕事につけるというものではなかったようです。公園その他の清掃業など、市が仕事をあっせんするように提案をしてきましたが、これもままなりませんでした。

このような中で、市民の暮らしは大きく落ち込みました。第1次産業の落ち込み、リストラや働く人たちの収入の大きな落ち込みは購買力の低下につながり、商店やサービス業にも大きな影響が出てきました。特に建設業の落ち込みは大変なものだったと思います。私たちが行くところ行くところ、「鹿島はどぎゃんなつとや」「どぎゃんなつこんしてくれんば」、この声が聞かれました。もちろんこのような事態をつくり出したのは鹿島市政にも大きな問題はありますが、やはり引き続く自公政権の問題もありました。ですから、もう限界

だ、何とかしなくてはという国民の声が民主政権を選択した年でもありました。特に高齢者にとっては生活がしにくいものになりました。介護保険制度があるのにもかかわらず施設に入りたくても入れない、保険料は払っているにもかかわらず高い利用料などの支払い、さらには後期高齢者医療制度の問題も75歳以上の人たちを差別するような許せない制度というだけでなく、高齢者が医療を受けにくい状態が広がっています。政権が年度中途からで急速に変わることはないにしても、新たな民主政権は次々に国民に背を向ける政策を打ち出してきたのではないのでしょうか。特に鹿島にとっては、長崎本線を守ろうと市民が一つになって取り組んできた問題が、思わぬ方向に進んだことにより、なお市民に不安を与える1年になりました。経済的に精神的に鹿島市民にとっては安心できる1年ではなかったと思います。この間、私は市民の皆さんからの要求など提案をしてきました。例えば、安い家賃の市営住宅の建設や建設業界はもちろん、いろんな業界市民にとって大きな経済効果を及ぼすと言われている住宅リフォーム制度の実施、国保税の引き下げを初め、その実現を迫りましたが、取り上げてもらうことはままなりません。できない問題は財政的なことなどいろいろあったでしょう。確かに今、財政的には厳しい状況にあることはよくわかります。しかし、そのことにより、市民の生活を犠牲にすることはできません。それを置き去りにしてきた市政は許せないと思います。特に金がないと言いながら、結果は260,000千円の黒字を生み出しました。私は年度の予算は市民の暮らしのために年度内に十分使い切ることこそ本来の行政のあり方だと思っています。

最後に私は、一番許せない不公正な行政運営について意見を申し上げたいと思います。同和問題です。

私はこれまで一貫して不公正な同和行政をやめるように訴え続けております。一部団体の言うなりの行政は許せないだけでなく、既に国としては終止符が打たれた事業でもあります。このことを言えば、必ず人権問題などがまだありましてという答弁が何度も返ってきました。しかし、これだけの財政をこれまでつぎ込みながら人権問題がどれだけ改善されてきたか、私はこの問題に直面して名前だけでは何の進展もあっていないし、改善もされていないことを知りました。それは人権侵害を受けた市民が訴えて、救いを請うたわけですが、全くそれにこたえるものがない、ちゃんとした対応するルートさえないのです。さらにここでもうにも解決の見込みが見えず、法務局まで出向いても、そこでも答えられるものはありませんでした。これではうたい文句だけどんなにしても何の役にも立たない、どんなに金をかけても何の役にも立たない、市民はどこへ行けばいいのかと思います。特に財政の面では、1団体に対して活動補助金が、部落解放同盟組織数3、全日本同和会組織数7に対して1,999,600円、そして2,620,835円の補助金が出されております。ちなみにほかの団体と比べてみましても、最も組織数が多いところだと思いますが、市の老人会ですね、ここは2,763人の組織人数になっています。ここに対して活動補助金が21年度は1,686千円支出されています。1

人当たりに計算しますと750円です。特に同和団体に対してはそれだけではありません。研修会を初め、大会その他の出席のため別枠で旅費や負担金などが支給されているんです。ここに資料をいただいておりますので、私は幾つか申し上げたいと思いますが、これまでも何度も申し上げてきたことですが、例えば、同和団体の全国大会、東京に行くのに78,580円、1名の旅費。それから全国女性集会、これには1名出て101,160円、これを読み上げると切りがありませんが、同和対策費の旅費だけでも何と635,160円出されております。それから、社会同和のほうでも旅費だけ見ても967,910円、このような形で出されております。そのほかにも研修費だとか、いろんな問題でお金が出されておりますが、見ますと、1団体の活動に対してすべての事業、必要経費が丸抱えで出されているわけです。こういうところがあるのでしょうか。先ほどの老人クラブの例ですが、本当に老人クラブの方たちもいろんな活動をされています。老後の生きがいのため、その他されておりますが、皆さん方も会費を納めるなどしながらなされているわけです。ところが、一方ではこういう事態があるわけです。私はこのような許せない事態をいつまでも続けているこの鹿島市政のあり方には、絶対に賛同することができません。

このような理由をもちまして、私は反対をしたいと思います。

さらには、国保の問題です。国保事業については、何よりも大きな問題は今、みんなが払いやすい国保税にすることが一番急がれている問題だと思います。ところが、国保会計は、恒常的に赤字決算が続いてきました。このため桑原市政は単年度収支の赤字解消を図るために、平成19年度から21年度まで3年間、段階的に税の値上げに取り組みました。さらにはこれまでの累計赤字を解消するために、一般会計から約120,000千円の財源が国保会計に繰り入れられました。確かに赤字が続けば、また保険税の値上げが心配されることはあるのですが、約1億円の財源繰り入れができるのであれば、市民が払いやすいように税の引き下げに使い、そして皆さんを安心していただくことが私は先だと思って、そのことは意見も申し上げてきました。

さて決算期には、課税世帯5,337世帯の692世帯、13%が滞納世帯となっています。5,337世帯のうち、滞納世帯は所得額がゼロから500千円未満で223世帯、それから500千円から1,000千円未満で95世帯、1,000千円から1,500千円未満で134世帯、1,500千円以上2,000千円未満で91世帯となり、所得2,000千円未満の課税世帯が4,199世帯で、課税世帯の79%を占めています。そのうちの543世帯が滞納世帯になっています。これはこれまでの審議の中でも、第1次産業の不振や不況によるリストラなどにより、月に30から40人ぐらいの人が社保から国保に加入される、また、ミカンなどつくられるところは、よほどよい品質のミカンをつくらないと、税金を納めていただくだけの収入がないという実態が明らかになりました。私はそのたびに一般会計から繰り入れをしてでも払いやすい国保税へと市民の命と暮らしを守る立場で繰り返し要求を続けてきました。税の滞納というのはもちろん保険証の未交付にもつな

がっています。国保会計がここまで厳しくなり保険税が高くなった、住民が泣かされるようになったのは、1984年度には48%出していた国から市町村国保会計への負担率が2007年度には25%程度と半減したこと。これが自治体の財政圧迫と住民負担増の大もとの原因と言われています。さらには市町村国保の事務費に対する国庫負担の一般財源化にも原因があるようです。国は全国の要求にこたえて、この対策をもとの負担金に戻すことが大事なわけですが、それをせずに、金も出さずに広域化を言ってきました。しかし、このことはますます国保加入者に安くするのではなく、負担増につながるという心配がされています。既に佐賀県は広域化の方向を決めていますし、鹿島市においても市長はその方向を決めています。審議の中でも、大きくなることで財政が安定するということがありますという発言がありましたが、この財政の補償はどこにもありません。果たして広域化することで国保問題は解決するのでしょうか。高過ぎる国保税を引き下げることができるのでしょうか。国が減らし続けた国庫負担をもとに戻させない限り、広域化しても税を引き下げたり赤字を解消されることは困難だし、このままいけば広域化してもしなくても国保税の値上げは続けられるでしょう。ますます厳しくなることが心配されます。負担を押しつけるような政策ではなく、今後、市民が払いやすい国保税に取り組みされることを願って、私は反対討論を終わりたいと思います。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

ほかに討論ございませんか。8番福井正君。

**○8番（福井 正君）**

議案第38号から議案第44号までにつきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成21年度の決算を審議させていただきました、計数を見ましても、おおむね黒字を記録したということでございます。そして各種指数を見ましても、すべて好転をしているという状況でございます。特に公債費比率を21年度単年度だけで見ますと、12.1%まで改善をしているという、この厳しい経済状況の中で市税が落ち込む中、こういう財政状況の中、こういう決算を生んだということは大変な努力だったというふうに私は評価いたします。

また、国の経済対策でございましたけれども、ふるさと雇用、緊急雇用で、いわゆる市内の雇用をふやしたということと、あとプレミアム商品券、これも鹿島商工会議所を通じまして販売いたしましたけれども、これも商店街につきましては潤いがあったという結果がございます。そういう21年度の決算、本当に厳しい中、いろんなさまざまな企画に取り組みまれたということを私は評価させていただきたいと思います。

そういうことで、議案第38号から議案第44号につきまして、おおむね良好な確な決算だというふうに評価をいたしますので、議案第38号から議案第44号の7議案につきましては、すべて賛成いたします。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第38号 平成21年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第38号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第39号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第39号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第40号 平成21年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第40号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第41号 平成21年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第41号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第42号 平成21年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第42号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第43号 平成21年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第43号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第44号 平成21年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第44号は提案のとおり認定されました。

ここで10分程度休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

## 日程第2 議案第52号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 議案第52号 鹿島市基幹農道管理条例の制定についての審議に入ります。当局の説明を求めます。森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

議案第52号 鹿島市基幹農道管理条例の制定について御説明をいたします。

議案書は1ページから4ページ、議案説明資料が1ページとなっております。議案書の1ページをお開きください。

提案理由でございますが、本市の農業振興及び活性化に資する、来年3月開通予定であります広域営農団地農道等の主な農道を基幹農道として適正な維持管理を行うため、この案を提案するものでございます。

具体的には、今後、基幹農道も市道と同じように、工作物等の設置等の許可や占用料の徴収等が予想されますため、市道管理に準拠して基幹農道を維持管理するものでございます。

条例案の内容でございますが、議案書の2ページから4ページをお願いいたします。

第1条は「目的」でございます。

第2条では基幹農道の定義を定めております。

第3条は基幹農道の管理者を市長と定めております。

第4条から第6条で、それぞれ「危険防止の指示」、「禁止行為」、「車両の通行の禁止又は制限」について定めをしております。

第7条から第10条で工作物等の設置等の許可に関して規定をしております。

第11条及び第12条で「占用料の徴収等」及び「占用廃止の届出」について規定をいたしております。

第13条は「権利及び義務の譲渡又は相続の届出」、第14条は「違反に対する措置」、第15条は「損害賠償等」、第16条は、具体的な事項につきましては規則で定めることを規定いたしております。

附則ですけれども、この条例の施行日を定めたものでありまして、広域営農団地農道における佐賀県と本市との管理使用協定締結の予定日であります平成23年3月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案説明資料の1ページをごらんください。

中段の2は、本条第2条に該当すると見込まれます「基幹農道」としまして、広域営農団地農道、ふるさと農道の中村・五町田地区及びふるさと農道の江福地区を記載しております。

なお、ふるさと農道の中村・五町田地区につきましては、この後の議案第68号で、市道編入についての御審議をお願いいたしておりますが、可決いただきますと、市道となりまして基幹農道には該当しなくなることを御了承をお願いいたします。

上段1には、広域営農団地農道の概要を記載しております。

以上、かいつまんで説明いたしましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（橋爪 敏君）

これより質疑に入りますが、本議案は、常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。12番谷口良隆君。

#### ○12番（谷口良隆君）

大綱質疑をいたしたいと思っております。

平成3年度からの着手で、380億円を要してほぼ予定どおりの形で完成を見たということで、当市市民にとっても、太良町町民にとっても、大変有益な基幹道路の一つが完成をしたということで、喜びのところでございます。

あるいはまた、これは両市町に限らず、隣の諫早市をも含めてその有益性を果たしてくれる道路だろうというふうに認識をいたしております。

そこで、ただいま御提案の件についてお尋ねですが、今度出されております新規条例は、市で管理をするということに関しての条例制定ということになっておりますが、その前に、当事業は、事業主体は国、農林水産省の事業主体で行われてきたものというふうに認識をい

たしておりますが、ということになりますれば、これは将来この条例が可決すれば市道になるというふうに今説明がありましたけど、国からの財産の移管手続ですね、そうしたものが事前に、あるいは同時にあることになるのではないかとこのように思うんですが、そこら辺の説明が今あっておりませんが、そこら辺はどういうふうに考えておられますか。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

広域農道の事業主体は、一応、佐賀県のほうになっております。それで、先ほど言われました市の管理ということでございますけれども、事業管理要綱は、土地改良法の第94条10の規定に基づきまして、管理を委託することの確約書が平成3年2月22日付で佐賀県と鹿島市で取り交わされております。また、事業管理要綱は、佐賀県条例第18項、財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例及び佐賀県土地改良財産の譲与に関する要綱に定めるところにより、無償で譲与されたときは受託することの確約が交わされております。

このことによりまして、鹿島市の財産として、一応、維持管理は行うというようなことになるかと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

土地改良法によって委託の取り交わしをもう既に着工時点でされておるといふことはちょっと初めて今聞いたんですけど。ということは、無償譲渡手続をとったことにもうなっておるといふふうにとらえていいのかわかるかですね。今までは、今説明のように、県が事業主体となって事業をやられて、本市と太良市は、その区間の工事費に見合う負担金を一定の割合によって納めて建設をされてきたわけですね。今回、この敷地、あるいは構造物の橋梁を含めて一切が市のほうに移管をされると、あるいは太良町のほうに移管をされると、そういうふうなことなのか。あくまでも県の財産ではあるけれども、管理のみを市のほうで行うということになっていくのか、そこら辺をはっきり申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、平成3年2月22日付で事業完了後ですけれども、財産の譲与がなされた場合は、これを市が受託することによって確約が交わされております。ということで、一応3月には管理の受託が県からなされるということと、それから、一応、法手続がご

ざいますので、法手続期間を考えますと、平成23年8月ごろには無償譲渡がなされるということで、県から鹿島市、または太良町のほうに無償譲渡される予定でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

今の方針でいけば、今説明のように、来年の8月に、手続を踏んだ上で市のほうに市の区間について移管をされると。それを当市は、受ける意思決定をどこでしたのか、していないのか。それが前提となった今回の条例なのか、あるいは県の財産でありながら、当市が管理は受託をするという形をとるのか、そうした意思決定を何らかの形でせにゃならないというふうに思うんですけど、来年の8月に一切の敷地から構造物まで当市が無償譲渡を受けるということになれば、当市としての今後の維持、補修、いろんな財政出動を含めて将来にわたって検討を必要とするということに相なるわけですね。県の施設である場合は、それ相当の地元負担ということで賄えばいいことです。だから、そういう重要な意思決定を先に議会に示すべきではないかと私は思うんです。財政上の問題があります。運用上は市のほうがやりやすいかもわかりません。だから、こうした広域農道に限らず、一般国道、一般県道についても、譲渡をするとかいろんな話があります。

現在、旧207号線については、まだ国道、県の管理から市に移っていないと思うんです。それには、やはりあそこには歩道の整備を含めてまだまだたくさんの費用を要すると。それをそのまま現状のまま渡されても、当市としては財政負担に耐えかねますと、財政規模からして。そういうふうなことで、市への移管を現在のところは見合わせておるわけですね。そういう政策判断が働いておるんです、一般国道の場合。農道の場合は、そういう働くか働かないかの議論を示さなくて、譲渡を受けることを前提に条例を制定する、あるいはその問題、今からだということ置いてするというのは少しどうかという思いがあるから今聞いておるんですけど、そこら辺についてはどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えいたします。

移管の意思決定、これがどの時点でなされたかということになりますと、今御説明したことからいけば、平成3年2月22日、佐賀県知事と取り交わしました確約書、これに基づくことになります。これによって工事に入っていったということです。これがなければ、多良岳広域農道の完成、進行はなかったということになっています。

今、一般的にバイパス等を、国道等をつくる際には、県の方針としては、まず、例えば、旧道の移管、こういうのを前提として、こういう確認をしてから工事に入るという形をとら

れているのが一般的でございます。ですから、おっしゃるとおりに、この時点で本来は議会に御説明をすべきではなかったかという思いはいたしております。

それから、当然、完全に移管しますので、財政上の問題、維持管理、ここが今後の課題になってまいります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

市へ一切の財産を移管されるかどうかというのは、やっぱり非常に大きな意思決定だと思うんですね。だから、平成3年の着工時点で意思決定をされたものだというので、過去に責任を置いてしまったと、今その意思判断をするには、既定の事実ですからという説明だけではいかなものかと思います。それは選択肢があるのかないのかですね、土地改良法上、これは地元の市町村に移管されるべきものという扱いに、もう法的にもなっているものなのか、あるいは事業主体が引き続き財産を維持して管理をしていく選択肢があるのか、そこら辺はどういうふうになっていますか。これは法律事項であるのかどうか、私は専門家ではないからわかりませんがですね。その意思決定は、じゃ、平成3年時点でやっぱり意思決定をすべきですよ。事務サイドで、役所サイドで意思決定をしておりましたて、それは財産の取得となれば議会の議決事項ですよ。道路をつくるための条件でしたからというのは、それは後から言う話じゃないでしょう。

それから、もう1つ、懸念があるからこういうことを聞いておるので、そういう責任追及以前の問題としてね。この広域農道が、市と町と、今またがっておるのは1市1町なんですけど、この自治体の管理によって、要するに財産無償譲渡を受けて、管理が、財政がスムーズにいきよっときはいいです。あるいはまた、どちらかの自治体が、あるいは同時に自治体がとなったとき、北海道の何とか市じゃありませんが、財政破綻を起こしたというときに何の管理もできなくなってしまうちゃったというときに、例えば、鹿島の区間はもうほとんど整備がされないまま太良のほうは一定の整備がされておると、あるいは逆のケースもあると、いろんな想定があると思います。道路というのはつながっておるわけですし、一部の自治体の区間については、広域農道でありながら非常に不便さが残っておると、補修もされていないという状態がある。それで、それを通過すれば立派なものだということではやっぱりうまくスムーズに道路の役割を果たしていかないというふうに思うんですね。そういった点では、こうした道路というのは、やはり機能する区間というのは、またがっておれば県、さらに2県以上またがっていれば国と、一般の国道とか、県道とか、市道のそれと同じようなそういう扱い方というのも当然、視野に入れて考えなければならぬ課題ではないかという思いがあるからこういうことを聞いておるんです、背景にはね。

これを広域農道が分割をされて、ここからここまでは太良町が管理をする、ここからここまでは市が管理をすると。大がかりな補修を必要とするようになった時期がまた来ます。道路構造物として、耐用年数が10年というものもありましょう、あるいはコンクリート構造物であれば、50年すれば手を入れなければなりません。そういったときに、その市の財政、その町の財政の事情によって、できるできないというようなことになってはならないわけですね。そういった一貫性のある道路行政でなければならないという観点から申し上げておるわけですが、そういった点の交通整理をもう少ししてから提案をしていただければいいかと思うんですがね、市長どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

端的に言いますと、20年前のことですから、今その事実をもってどういうふうになっていたかと御説明することはもうできないということをお理解いただけたらと思いますが、現在、私が見ております確約書ですね、当時の佐賀県知事香月熊雄さんと、予定管理者と表現されておりますが、鹿島市長の前桑原市長の名前で発行されております文書の既定だけでいきますと、ここまで来ましたら、これはもう既定の事実だと受けとめて事務を遂行するしかないんじゃないかと思えます。

振り返りますと、当然、いろんな心配があるわけですから、大きな金を投入する公共事業でございますから、将来の心配、当然あるべきで、全く根拠なしに推測をしますと、恐らくそういうことは議論をされたんじゃないかと思えます。その上で、こういう公文が発行されたんじゃないかと思えますが、ただ、冒頭言いましたように、背景についてはあったかなかったか、どういう条文を根拠にしてこういうやりとりがあったかというのは、正直言って私の今の状況ではお答えできないということをお理解いただきたいと思います。重ねて申し上げますと、せっかくこういう貴重な財産になるものが目前に開通を控えておまして、県と市とで約束をしておりますものを、この時点で、あれはちょっともう一回考え直させてくれというわけにはなかなかいかないという状況は御理解いただきたいと思います。

ただ、1つだけ将来的に言えますのは、この道路が市に移管をされることが近い将来あり得ると思えますけれども、この規定によればですね、そのときに、この道路は、おっしゃいましたように、太良町と私どものほうで、ほとんど共同で管理するぐらい一般の利用者の方にはごらんになると思えます。したがって、できれば県道に昇格することを将来的に希望するにしても、隣町ときちっとした共同歩調をとって同じ意思のもとに遂行をしていかなければならないと、そういうふうには考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

20年前は樋口市長は当時の市長じゃなかったわけで、記憶にあるわけもない話でありますので、ただいまの市長の御答弁はそのままのみ込みたいという思いはしますが、今言われる担当課長の冒頭の説明によれば、平成23年8月、要するに譲渡手続にそのくらいの期間がかかるということなんですけど、この確約書といいますか、覚書なのか何かは知りませんが、それは、要するに、完成の暁は、両市町に完全無償譲渡をすることを前提とした確約書に切り切っておるわけですかね。であるならば、財産取得の議案が、またしかるべき時期に来ることですかね。8月ということになりますと、例えば、譲渡手続をするためには、規模にもよりましようけれども、これだけの規模になりますと、議会の手続の対象になる案件だろうとは思いますが、そこら辺はどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

答弁を求めます。森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

財産の取得につきましては、一応、条例上、議会に提案する譲渡金額というのが定められていると思います。今回のケースは、一応、無償譲渡ということになっておりますので、条例上は上程の必要がないかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

そこら辺は少し研究をしていただいたほうがいいと思うんですが、例えば、従来、農道とか農業用水路というのは、国有地だったものが全国の権限移譲で市町村に移譲をされました。このときは議会で手続を踏んだと思います。それ相当の規模の無償譲渡とはいえ、市有財産に移すわけですので、それは、今日の議会基本条例の精神からしてもその必要がないものと、法的にはないものかもしれないけれども、議決をやっぱりとるぐらいの慎重さが必要だろうというふうに思いますので、これは一応要望として申し上げておきます。

それから、いま一つの質問ですけど、これは譲渡を受けた時点でなるのかもわかりませんが、扱いとしては市道になるわけですね、市道にね。市道にならないんですか。用途は今、広域農道ということですけど、どういう扱いの道路になるのか、その説明をしてください。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

広域農道は、一応、農道という扱いになります。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

総括質疑ですので、この程度で問題提起に終わっておきたいと思いますが、今、市長のほうから答弁があったおしりの部分に答弁された中で、区切れて、管理者が鹿島市であったり、太良町であったりでいいのかと、こうした大きな道路が将来にわたってそういう管理でいいのかということから、市道、町道の扱いになって、これが両市町をまたぐということで、県道に昇格をさせると。そういうことを念頭に入れれば、現状そういう選択肢しかないんじゃないかという説明がありましたけど、そういったこともやはり執行部としては視野に入れておかにゃいかんと思います。新しいうちは手間かかりませんよ、費用も。これが、10年程度はいいでしょう。しかし、それを過ぎれば、恐らく舗装の張りかえもしなきゃならん、ガードレールの補修もしなきゃならん、コンクリートの構造物も補修をしなきゃならんということになれば、莫大な費用を要してまいります。そういうふうなことですので、将来にわたっての大変大きな鹿島の活性化のための財産でもありますが、普通であればこういったものは国道です。あるいは、少なく見ても県道です。これが農道ということで利便性を高めた道路が、一般の他の国道と県道と比較をして、それ相当の費用を賄いながら供用をされて長崎県まで含めて利用をされているという状態を市だけが費用負担をしていくというのは、この広域性から考えて、やはりあるべき姿ではないと思います。そういったところを視野に置いて、次の代にやっぱり引き継ぐぐらいの方針を立てとかにゃいかんと思います。そういうことをひとつ念頭に、何らかの形で記憶に、メモに残していただくということが1つです。

それから、恐らくただいまの答弁の状況から見ておったらそこまでは試算されていないと思うんですけど、年間の維持管理費用がどの程度今想定されているのか、あるいは県のほうからどの程度の維持補修費の補助、あるいは負担が予定されているのか、そこら辺の説明があっておりませんので、そこら辺についてもお願いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

広域の分の維持管理費ですけれども、一応、維持管理費の中身としまして、沿道の除草とか、あと鹿島市のほうには橋梁が9つありますけれども、その起点と終点に照明等を設置いたします。それからまた、その電気料、それとか維持修繕費等で、概算でございますけれども、一応5,000千円程度ぐらいが必要じゃないかということで考えております。

以上でございます。（「内訳は」と呼ぶ者あり）

まず、のり面の除草作業でございますけれども、（「いやいや、財源内訳」と呼ぶ者あり）は、すべて市費でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

総括質疑、これで終わりますが、やっぱり長い将来にわたって見据えて、ただいま処理をしとかにやいかん問題はしとかにやいかんと思います。20年前の話だからということで、市長も部長も答えざるを得ない現状もあるんですけど、当時もう書面になっておるわけですので、それを撤回しますという話はもうここではできないというのは当たり前のはずですね、これは。ルールです。また、今日、この時点において条例化をして、当市の財産として受け入れる段階において、こうしたやはり懸念材料がありますので、この方向性というのはちゃんと将来に不安を残さないような形で、こういう段取りで一貫した道路として維持をされるような方向性を持つんだとか、財政上の問題とか、そういった点について、十分整理をひとつ今後していくべきものだろうと思います。あとは、これは総括質疑になっておりますので、所掌の委員会で審議をいただくものと思いますので、この場においてはこれで終わりたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ちょっと単純な質問ですが、工作物の設置の許可というのがありますね、ここに「基幹農道又は基幹農道に接続する土地において」ということで、特に私がお尋ねしたいのは、県道、国道もそうですが、こういう農道でも立てられるのが、大きな看板等の設置というのがありますね。いろんな宣伝の看板、業界の看板、それから極端に言えば政党の看板とかいろいろあるわけですが、その辺についての問題で第8条との関連になるのかなと思いますが、第8条の2に「工作物等が道路法第32条第1項各号に掲げるものであるとき」ということで、その場合は、許可の基準がそういうことにかかわってされるわけですが、第32条の第1項というのはどういう規制があるんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

道路法の第32条でございますけれども、道路の占用の許可ということで、第1項に「電柱、

電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物」ということになっております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、具体的にお尋ねしますが、先ほど私は看板部類のを言いましたがね。看板などの設置については許可が出るのでしょうかね、基幹農道で立てられるところがある場合は、そういう用地があれば、申請をすれば許可が出ると考えていいでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

先ほど申しました設置物につきましては、道路管理者の許可を受けなければならないということになっておりますので、広告塔看板の、それぞれのケース・バイ・ケースによって許可するかしないかということを決めていかなければならないと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

許可が受けられればいいというふうに理解をしたいと思いますが、ケース・バイ・ケースという言葉が非常にひっかかりますがね。それはどういう、そこんところが問題ですが。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

一応、通行とか営農等について、看板を立てることによって支障がないというようなことが認められるというような場合が許可ができるのではないかとこのように考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、次に移りますが、第11条に占用料の徴収等というところがありますね。道路を占用して使う、こういう道路を占有する場合どういふのがあるかなと思ひ浮かびませんがお尋ねをします。

例えば、ほかのところの道路で占有して使う。例えば、市町なんかでもそうですが、歩行者天国をして云々とかいろいろな場合とか、それから、特別なことになりますと、私たちの

宣伝カーなんかもそうですが、占用するというところで警察の許可をいただかなくちゃいけないというのがありますね。この場合は、もうここで申請をすれば警察での占用使用の許可というのはいもう関係ないんですかね。管理者がもちろん県じゃないということになれば関係ないのかなと思います、その辺はいかがなんでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

占用料が発生すると今のところ見込まれる具体的なものにつきましては、まず、先ほど申しました広域農道には、鹿島市側に9つの橋梁がございますけれども、その起点と終点等に照明等を設置するというのでございますので、当然、電柱が必要になってくるかと思えます。それとか、場合によっては水道管とかが出てくるんじゃないかということで思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ここに占用料と書いてありましたので、そこを幾らかでも独占して利用するというのがあるのかなと。例えば、極端に申しますと、イベントとか、そういうのがこんなところでもできるのかなという、私はそういう考えを持ちましたのでお尋ねしますが、もうどっちみちですからそういうことをすればできるんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

基幹農道の管理条例の第6条をごらんいただきたいと思っておりますけれども、一応、車両の通行の禁止又は制限というふうなことで、農作業に支障を来す場合は、車両の通行の禁止とか、制限をすることができるというふうなことでなっております。議員がおっしゃいましたイベント等につきましても、この辺の農作業の支障とか交通への支障、その辺を勘案した形での許可になるかと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。

先ほどの谷口議員に関連して御質問を申し上げたいと思っております。

私も今回の広域農道については、地元の大きな、昔からのいろんな要請があって今回の形

になったということは非常に喜ばしいものであるというふうに思っております。それを否定するものではありません。

ただ、今回の管理条例の問題について、ちょっと二、三、御質問をしたいと思います。先ほどの質問の中でよくわからないのは、市道ではないと、農道だというふうにおっしゃいましたので、市道と農道という違いを教えてください。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

私のほうからお答えをいたします。

まず、市道、県道、国道というのは、道路法の中で規定をされております。それで、それ以外のもの——里道とか、農道とかですね、そういうものについては、道路法以外ですから法定外公共物ということで取り扱われますので、そういう市道とか県道とかとは全然違って、一般的には条例制定をして、占用料等については決定をしていくというふうなことになります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

じゃあ、今回、農道として財産を無償で受け取ると、そして管理をしなきゃいかんということですよ。結局、無償でもらうんだけど、農道として大体、総事業費というのが上がっていましたが、それが実質的な財産というふうに考えてよろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えいたします。

実質的財産と工事費とは一緒にはならないのではないかと思います。実質的財産ということは、例えば、道路と土地の財産がどの程度なのかということだろうと思いますので、それは当てはまらないと考えております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ですから、その財産を無償でもらうとはよかばってん、鹿島市の財産がふえるということであれば、実質的な財産は幾らですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

申しわけございませんが、全体的な評価を、鑑定の評価をしておりませんので、実質的な財産というものは現段階で不明でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

不明なんでしょうね。まだそこまでは関心がない、ですね。やっぱり行政としては、そのところまで少し関心を持って、プラス・マイナスを考えなきゃいかんと思うんですよ。ただ、この農道というのは、あくまでも利用者を中心にしたことだから、財産がふえた、減ったということは僕はあえて言いたくないけれども、そういうことも含めて頭には入れておかなきゃいかんだらうと。というのは、市の財産になった場合、例えば、市道の場合、県から市道に編入された場合は、今回の編入の方針にも出ていますけれども、いわゆる普通交付税なり、いろんな形で補てんされるというふうに僕は理解をしているわけですね。果たして今回の農道について、例えば、財産はふえた。でも、維持管理費は自分のところでずうっとしていきなさいよということでは余りにもきついんじゃないのと。七浦地区を中心として住民の足となる貴重な、重要な農道だと私も理解しますけれども、そういう意味では普通交付税の算入とかいうことについて、算入があった場合はどれぐらいなのかわかりますか。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

あくまで農道として移管された場合の交付税の試算でございますが、22年度の試算でいきますと600千円です。ここを、今後、市長から言いましたように、県道に移管するなり、もしくは市道なりにいった場合については、交付税の算定額は当然変わってまいります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

600千円ということなんですが、それが高いか安いかわからない、そういうものであるということですね。

もう1つ、これはいわゆる農道だけれども、将来において、やはり長崎方面なんかに行く大きな貴重な道路になると。一般市民も使うんじゃないかなというふうに私は思います。というのは、今現在207号線は2車線ですね。交通事故とかなんかあったときには、非常に交通渋滞を起こすというようなことで、太良地区のあたりは、何とかして有明海湾岸道路の前に何らかの形で利便性を図ってほしいということもあるようでございますけれども、今回の農道の位置づけというのは、207号線と並行して走るわけですが、目的は農産物の搬送とか、

そういうことの利便性を図るとのことなんだろうけれども、大きな地域の流れ、物流その他見てから、どのように考えておられますか。要するに、国道との関係、207号線との関係です、どのようなとらえ方をされていますか、いわゆる将来においてですよ。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

今、広域農道の現時点での交通量の推定が6,000台だったと思います。6,000台ぐらいを想定されています。国道側の、今後どの程度の農道の走行があるのか、通行量があるのか、それも見きわめる必要がありますけれども、当然、207号と農道、両方大きな基幹道路になるわけですから、それをどういう形で結びつけていくか、あるいは観光面、商業面、そういうものでどういう形でつなげていくかは一つの大きなテーマだと考えております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

先ほど部長が言われたように、観光とかいろいろなものに多目的に使えるようなものになるだろうということなんですが、そのように地域としては利活用を考えていかなきゃいかんだろうというのは私も承知をします。

1つ懸念されるのは、いわゆる諫早、長崎までの2つ道路ができるようになるわけですから、一番懸念されるのは、いわゆる今、有明海沿岸道路で鹿島どまりになっているけれども、鹿島を諫早まで延伸するというような議論も将来においてはなされなきゃいかんわけですが、あっていますよね。実はそれとの兼ね合いであります。2つできたらもういいんじゃないのということも懸念されるので、いわゆる将来の鹿島市にとって何が必要かということをやっぱり総合的な立場で考えていってもらいたいというふうに思っております。市長、何かありましたらお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

最後のところの、有明海の沿岸道路との関係、これは実はいろんな見方がありますが、自分たちがかかわっているということからいきますと、これまでのことは抜きにしますと、かなり手間暇、時間がかかる道路ではございます。ただ、1つだけははっきり言えることは、沿岸道路は国道、しかも、かなりランクの高い国道を予定している。この広域農道は、言葉でおわかりのように農道なんです。どこが違うかといいますと、交通量もさることながら構造が全く違うんです。橋の強度、それから道路のカーブのつけ方、それから道の幅、厚さ、すべて違うんですよ。構造上の基準が違いますから、これがあるから将来の国道は来んで

もよかろうもんと。そういう議論には、そういう違いを指摘して耐えなければいけないと私は思っております。ただ、実際、沿岸道路をここに作るというためには、これまで長い時間がかかって全く成果が上がっていませんので、取り戻すには相当のエネルギーと時間と具体的な戦術をつくらないといけないと思っていますよ。そのためにいろんなことを考えておりますが、とりあえずお話をできるのは、諫早の市長とじっくりこのことについて話をしまして、もうほかのことは抜きにして、少なくともこの沿岸道路については協調しましょうねと、共同歩調、よく連携をとっていきましょうという話は何度もいたしておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

改めて市長の考え方をお聞きしました。懸念するのが、そういうふうには2つあればいいじゃないかと、先ほど構造上の問題も言われましたけれども、そういうことで少しでも交通の緩和ができれば、あるいは交通の量を分散できればそれでいいじゃないかというような、片方の意見もありますので、あえて市長の御意見をお聞きしておきました。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第52号は、会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託をいたします。

午前中はこれにて休憩します。

午後0時1分 休憩

午後1時32分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

### 日程第3 議案第53号～議案第54号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第53号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の制定について、議案第54号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定についての2議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

議案第53号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の制定及び議案第54号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第53号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

まず、この条例を制定する理由について御説明申し上げます。

準防火地域に指定されている地区については、より厳しい防火上の規制がかかっておりまして、特にカヤぶきなど保存物件については修理修景が難しくなっております。このままでは保存地区内の保存物件を将来に残していくことが不可能となることから、この準防火地域の指定を解除して、建築基準法第40条の制限の付加で対応できるようにして、保存地区内の保存物件について保存するようにしていくものでありますけれども、そのかわり本条例を新たに制定し、防火上の制限を加えるものであります。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

まず第1条は、この条例を定めた趣旨について述べておりますけど、内容は今申し上げたとおりでございます。

第2条は、用語の解説であります。

第3条は、この条例の適用を受ける地域を定めております。通称酒蔵通りで、この条例の適用を受ける地域の面積は4.1ヘクタールでありまして、庄金、舟津地区は2ヘクタールとなっております。

第4条は、該当地区における建築物の構造及び建築設備に関する防火上の制限について述べております。

第1号は、外壁のうち道路等から見えるところについては、土蔵づくりなどの燃えにくい防火性能を有するものを使用することと定めております。

第2号は、前号以外の外壁についても、隣の家と隣接しているなど延焼のおそれのあるところについては、法に規定する防火構造とすることと定めております。

第3号は、軒裏のうち、隣の家と隣接しているなど延焼のおそれのあるところについても、不燃材料で下張りをするよう定めております。

第4号は、道路等から見える窓、ドア等や、また歴史的風致を維持していく上で必要と認められるそれ以外の窓、ドア等についても、隣の家と隣接しているなど延焼のおそれのあるものについては、遮煙性能を有するものを使用することと定めております。

第5号は、前号以外の窓、ドア等、開口部で延焼のおそれのあるものについては、法に規定する防火戸を使用することを定めております。

第6号は、各部屋の壁の仕上げ材について規定をいたしております。

第7号は、台所及び階段の天井に火災報知機の設置を定めております。

第2項は、旧準防火地域の中で伝統的建造物以外の建物については、これまでと同様に法に規定する準防火地域の基準とすることを定めております。

第3項は、2項の基準で不備な点が見受けられることがあれば、別途必要な措置を求めることができると定めております。

第5条は、旧準防火地域において、伝統的建造物などで新築、改築等、現状を変更しようとするときは届け出をしなければならないと定めており、第2項で、その申請が基準に適合するものであれば許可をするものと定めており、許可をするものに当たって消防署長の意見を聞くことができると定めております。

第6条は、前条の許可の特例を定めております。

第7条は、第5条に基づいて許可した場合に、必要に応じて関係書類の提出を求めることができると定めております。

第8条は、許可の取り消しをすることができる規定を定めております。

第9条は、罰則規定を定めております。

第10条は、委任規定を定めております。

この条例の基本となります準防火地域の指定解除につきましては、鹿島市都市計画審議会にお諮りをし、御承認をいただいております。

以上、議案第53号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例についての説明を終わります。

次に、議案第54号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書の11ページをお開きください。

まず、この条例を制定する理由について御説明をいたします。

鹿島市伝統的建造物群保存地区は、地区内の建物には都市計画法や建築基準法の制定より以前に建てられたものが多くあり、現行の法律には合致しないものがあります。そこで、これらの建物を伝統的建造物保存計画の修理修景基準により維持保全を図っていくためには、保存地区内の保存物件について、建築基準法第85条の3項に基づき、制限の緩和が不可欠であるということから、本条例を新たに制定し、一定の条件を付加するものであります。

それでは、条例の内容について御説明をいたします。

まず第1条は、この条例を定めた趣旨について述べております。内容は今申し上げたとおりでございます。

第2条は、用語の解説であります。

第3条は、建築基準法第22条第1項の規定で屋根材について燃えにくいものを使用することを定めたものでありますが、これを緩和するかわりに代替措置を定めたものであります。

その代替措置として、第1号は、屋根とそのすぐ下の部屋との間に不燃材料を用いた天井をつくり、屋根と部屋が防火上有効に遮られる構造とする規定であります。

第2号は、全部屋に火災報知機を設置することを定めております。

第3号は、建物から外部に出る、避難上有効な出入り口を2つ以上確保することを定めております。

第4号は、屋根に散水する設備を設置することを定めております。

第5号は、屋外に一人で操作できる易操作性1号消火栓を設置することを定めております。

次に第4条は、道路に突き出ている屋根の塀等が現状の位置までであれば突き出したままでよいということを定めております。

第5条は、委任規定を定めております。

なお、この条例を提案するに当たりましては、国、県、または消防署からの指導、助言を受けております。そして、関係する地域の方々への説明会の開催などを実施してきたところであります。

以上で議案第54号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

**○議長（橋爪 敏君）**

これより質疑に入りますが、この2議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いします。

それでは、一括して審議に入ります。14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

ただいまの説明された分でお尋ねをしたいと思いますが、実は私も都市計画審議会で審議もしましたし、所掌の委員会ではありますが、これだけはお尋ねをしておいて審議に入りたいと思いますのでお尋ねするんですが、審議会の中でも出されましたが、これに関するものは、そこに関係する地域の人たちのお考えなり意見というのが非常に大事だと思います。

審議会の中でも、きょうも説明の中で説明会をしましたということでしたが、審議会の中では、その説明会に参加された人たちが非常に少なかったということで意見も出ておりますが、それらのことについて、その後、御参加されていないところへのいろんな説明なり意見聴取がなされたのか、それとも今後これをするに当たってさらに強めていくというお考えなのか、その点についてお尋ねをします。

**○議長（橋爪 敏君）**

北御門建設環境部長。

**○建設環境部長（北御門敏則君）**

今御指摘の住民説明会の出席率が悪かったというふうな件につきましては、都市計画審議会の中でも御指摘をいただきまして、承認をするに当たって附帯決議と申しますか、そうい

うようなことで今後住民説明会、関係者の方々に十分、もっともっと説明をするようにというふうな御指摘をいただいております。それにつきましては今後、我々も十分、それについては対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そういう対応をするということですが、本来なら、この案件を審議するときには、そのことがやっぱりちゃんとされていないと本質的な審議はできないんじゃないかという気がしますが、大体どれくらいまでにそういうのを進めていこうというお考えなのか、計画なのか、お尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

住民説明会につきましては、約4分の1程度の出席率に終わっておりますけれども、ほかの方々につきましては、欠席をされた方々につきましては、説明会以降についてもチラシ等です、それぞれに配布をして周知については図っているところですが、今後、より一層、そのようなものについては力を入れていきたいというふうに思っておりますけれども、これについていつまでにどのような形で実施をするというのは、ちょっと今のところはまだ具体的な計画というのは持ち合わせておりませんが、少なくとも近々のうちにはそのような形で、もう一回でも説明会を開催する必要性はあるというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

条例が決まってしまってから意見を聞いたり説明をするといっても、これは押しつけにしかないんですよ。あとのことについては委員会の中で意見を申し上げて、態度をとりたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

ほかにはないようでございますので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第53号、議案第54号の2議案は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

お諮りします。議案第55号から議案第77号の23議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号から議案第77号の23議案は、委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第4 議案第55号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4．議案第55号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

それでは、議案第55号について御説明をいたします。

補正予算書と議案説明資料に基づき説明をいたしますので、お手元に御準備をください。

議案書は13ページとなっております。

議案第55号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

それでは、お手元の補正予算書をごらんください。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に199,982千円を追加し、補正後の総額を12,553,027千円といたすものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから6ページまでは、今回の補正の集計表でございます。

7ページをお開きください。

継続費の補正は、10款4項の伝統的建造物群保存地区対策事業の平成22年度事業費を100千円増額いたしまして、総額を43,057千円といたすものでございます。

8ページをお開きください。

地方債の補正につきましては、急傾斜地崩壊防止事業の事業費の確定に伴いまして、2,000千円から500千円に減額補正をいたすものでございます。

9ページから10ページは、今回の補正の事項別の集計表でございます。

11ページをお開きください。

それでは、歳入について主なものを御説明申し上げます。

9款1項1目の地方交付税は、今回159,800千円の増額補正を行っております。

12ページをお開きください。

11款 1 項 2 目．土木費分担金は、急傾斜地崩壊防止事業の事業費の確定に伴いまして 1,496千円の減額を行うものでございます。

13ページの11款 2 項 1 目の民生費負担金は、老人保護措置費負担金及び保育所運営費保護者負担金の補正でございまして、総額1,710千円の増額を行っております。

14ページをお開きください。

13款 1 項 1 目の民生費国庫負担金は、社会福祉費、児童福祉費及び生活保護費、それぞれの国庫負担金の事業費の伸びに伴いまして、総額86,932千円を増額いたしております。

15ページの13款 2 項 1 目の民生費国庫補助金は、国の事業でありますセーフティネット支援対策事業が県事業の住宅手当緊急特別措置事業へ事業名を変更して県事業に変更になりましたために、国庫補助金から県費補助金へ財源組み替えを行ったことにより2,408千円の減額を行っております。また、新たに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を100千円計上いたしております。

5 目の教育費国庫補助金は、事業費の確定に伴いまして2,731千円の減額補正を行っております。

16ページをお開きください。

14款 1 項 1 目の民生費県負担金は、総額で31,091千円の増額補正を行っております。

17ページの14款 2 項の県補助金につきましては、1 目の総務費県補助金から7 目．教育費県補助金まで総額——総額は次のページ、18ページにございますが、総額16,489千円を増額いたしております。

主なものを御説明申し上げますと、2 目 2 節の高齢者福祉費県補助金では、地域共生ステーション推進事業費補助金を2,500千円増額いたしております。また、3 節．児童福祉費県補助金では、乳幼児医療費助成事業補助金等を3,761千円増額を行っております。同じく4 節．生活保護費県補助金は、国庫補助から事業名を変更し、県補助金、県費補助となりました住宅手当緊急特別措置事業費補助金を新たに計上いたしております。

3 目 1 節の保健衛生費県補助金は、今国会で可決され、県の基金を通じ交付されます子宮頸がんワクチン等県補助金でございまして、4,991千円を増額計上いたしております。

続きまして、19ページをお開きください。

14款 3 項 1 目の総務費委託金につきましては、総額4,721千円を増額しております。内容につきましては、説明欄の記載のとおりでございます。

20ページをお開きください。

16款 1 項 5 目．教育費寄附金は、東亜工機株式会社様からスポーツ振興資金に指定寄附をおいただきいたしましたので、100千円を増額いたしております。

21ページの基金繰入金は、基金繰り入れを開始し、102,500千円の減額を行っております。

22ページをお開きください。

6目、雑入につきましては、総額9,674千円を増額いたしております。

23ページ、2目の土木債につきましては、事業費の確定に伴いまして1,500千円の減額をいたしておるところでございます。

若干飛びますが、48ページをお開きください。48ページです。

48ページから50ページまでは、一般会計におきます給与費明細を掲げておりますが、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

次に、51ページをお開きください。

51ページは、継続費の振興状況等の調書でございます。

次の52ページには、地方債の見込みに関する調書を掲げておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、歳出の御説明を申し上げますが、歳出につきましては別冊の議案説明資料により御説明をいたしますので、議案説明資料をごらんいただくようお願いいたします。

それでは、議案説明資料の3ページをお開きください。3ページです。

3ページから5ページまでは、今回の補正の増減比較表をつけております。

5ページの歳出の性質別の補正状況をごらんください。

6行目に投資的経費というのを掲げておりますが、予算総額が1,361,818千円、そのうち一般財源が539,669千円となっております。この一般財源の額につきましては、前年度同期比約110,000千円の増額となっております、それが今年度予算の特徴であると思っております。

続きまして、6ページをお開きください。

6ページから8ページは、今回補正の歳入の内訳でございますが、歳入については先ほど御説明をいたしましたので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

9ページをお開きください。ここからが歳出の説明となります。

歳出につきましては、新規事業及び特徴的なものを中心に御説明いたしたいと思っております。

9ページのNo.6からNo.8までの選挙関係の予算につきましては、まず、No.6の鹿島市長選挙費は、選挙が無投票となりましたために12,703千円の減額を行っております。次の参議院議員通常選挙につきましては、事業費の確定に伴いまして4,317千円の減額を、次の佐賀県知事及び県議会議員選挙費は、来年4月に実施が予定されております選挙の今年度中に必要な経費を予算計上いたしておりますが、選挙委託金が減額をされる見込みでありますために、財源調整を行うとともに総額を156千円減額いたすものでございます。

10ページをお開きください。

No.10の障害者事務処理安定化支援事業は、障害者自立支援法施行に伴う補助金で55千円の補正を行っております。

No.11の新事業移行促進事業も、同じく障害者自立支援法による新体系への移行補助金とし

て190千円を補正いたすものでございます。

No.14の保育料徴収推進事業は、緊急雇用重点分野創出事業を活用いたしまして保育料台帳等の整備を行うもので、376千円を補正いたすところでございます。

次の、No.15の保育所運営事業は76,629千円の増額を行っておりますが、これはゼロ、1歳児の入所者増が大きな要因となっております。

11ページの、No.17のひとり親家庭等支援事業は、これも緊急雇用の事業を活用いたしまして台帳整備等を行うものでございます。

No.20の公的介護施設等施設整備事業は、グループホームへの火災報知設備整備補助として新たに100千円の補正をお願いするものでございます。

No.21の小児インフルエンザ予防接種費用助成事業は、市の単独事業として中学生以下の小児に対し1回1千円の助成を行うもので、4,288千円の金額を新規で計上いたしております。

No.22の子宮頸がんワクチン接種費用助成事業は、中学2年生から高校1年生までの女子を対象に1回15千円を上限に助成を行うもので、今回新規事業として3,360千円を計上いたすものでございます。

次の、No.23のヒブ及び小児肺炎球菌予防接種費用助成事業も新規事業として6,623千円を計上いたしております。対象としまして4歳以下の小児で、ヒブは1回につき9千円、肺炎球菌は1回につき10千円を上限として助成を行う予定でございます。

次の、No.24の大豆被害緊急対策事業は、9月補正で議決をいただいた事業でございますが、事業費の確定と市の10分の1の単独補助を上乗せし、今回212千円を増額いたすものでございます。

12ページをお開きください。

No.25の花き振興対策事業は、7つのプロジェクトの中で新しい特産品づくりで提案がされましたミカンの花の活用を具体化したものでございまして、本年度は佐賀大学に商品化技術の事前研究を委託するもので、525千円を新たに計上いたしております。

少し飛びますが、No.31の公園施設管理事業は、旭ヶ岡公園、城の上公園の土壁補修及び蟻尾山公園の調整池のしゅんせつ経費として15,000千円を増額いたしております。

13ページの、No.38小学校管理一般事業は、学校の古くなった楽器の更新経費として7,000千円を増額いたしております。

No.40の保健体育振興一般事業は、東亜工機株式会社様から指定寄附をおいただきいたしましたので、その趣旨に沿いましてスポーツ振興事業交付金を100千円増額いたすものでございます。

14ページをお開きください。

No.41の予備費、この予備費で1,628千円の減額調整を行っているところでございます。

今回の補正の主な内容については以上でございます。

関連がございますので、次の15ページをごらんください。

市債の現在高調書でございます。

一番下の欄の右から2番目に9,337,366千円という数字がございますが、この額が今回の補正後の一般会計におきます市債残高の見込み額でございます。その右にあります62,166千円、これは前年対比で62,166千円の増となっているという状況でございます。

16ページをお開きください。

16ページには基金の状況について添付をいたしておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

**○議長（橋爪 敏君）**

質疑に入ります。9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

9番水頭でございます。2点ほどお伺いいたします。

まず初めに、補正予算書の33ページ、衛生費の予防費の中で子宮頸がん予防対策ワクチン接種助成金及びヒブ及び小児肺炎球菌ワクチン接種費助成金についてお伺いいたします。

早速、取り組みをしていただいております。国のほうでも可決いたしまして、予算、今の説明によりますと、2分の1が国で市が2分の1ということで今説明をされましたけれども、ここの対象者等、今説明されていますけれども、もう少し詳細にわかったら説明のほどよろしくお願ひします。

**○議長（橋爪 敏君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

もう少し詳しくということでございますので、御説明申し上げます。

子宮頸がんのワクチン接種助成ということでございますが、一応1月から実施を予定いたしております。接種対象者でございますけれども、中学1年生13歳相当から高校1年生16歳相当の女子というふうに考えているところでございます。接種回数は1人3回、初回を打ちました後、その1カ月後にもう一度打ちます。その6カ月後に3回目というふうに考えているところでございます。1回当たりの接種限度額でございますが、15千円ということで、国県2分の1、市が2分の1というふうな形で助成をいたしたいというふうに考えているところでございます。接種対象者は513名ほどいらっしゃいますけれども、本年度がもうあと1月、2月、3月と短うございますので、国の積算基準によりまして、うち約20%程度ということで112名を予定いたしているところでございます。

それからヒブですね、インフルエンザ菌b型というものでございますが、ワクチン接種助成、これも同じく1月から予定をいたしております。これは接種対象者はゼロ歳から4歳の

乳幼児ということでございます。接種回数といたしましては、2カ月以上から7カ月未満児に接種開始の場合は初回、それから3回を次々と打っていくということでございます。計4回の接種を標準パターンとしてお願いをいたすものでございます。また、この分につきましては間を1カ月以上、若干あけていただくというふうなことになると思います。

それから、3回接種というのがございます。これは7カ月以上1歳未満児に接種開始の場合は初回と、あと残り2回ということで3回接種ということになります。1歳から5歳未満に接種開始の場合は、もう1歳を超えた場合で5歳未満の場合は1回接種で結構だろうというふうなことで、国の基準に基づきやっております。1回当たりの接種補助限度額は9千円ということで、これも先ほどと同じように2分の1を市、2分の1を国ということでございます。接種対象者は1,354人というふうにこちらのほうで把握をいたしておりますが、これもやはり1月、2月、3月という短い期間でございますので、国の積算基準というのがございまして、国の積算基準に基づきまして、これを15%程度見込んで算出をさせていただいております。

それから、小児肺炎球菌ワクチンの接種助成でございます。これも同じく1月からお願いをする予定でございますけれども、接種対象者はゼロ歳から4歳の乳幼児ということでございます。接種回数でございますが、2カ月以上7カ月未満児に接種開始の場合は4回接種ということでございます。7カ月以上1歳未満児に接種開始の場合は3回接種と、それから1から2歳未満児に接種開始の場合は2回接種、2から5歳未満児に接種開始の場合は1回接種ということで、開始年齢によって先ほどのヒブと、それから小児用肺炎球菌ワクチンの接種回数は違ってくるということでございます。接種補助限度額でございますが、10千円というふうに設定をいたさせていただいております。これも国が2分の1、市が2分の1というふうな形での補助をお願いするつもりでございます。接種対象者は1,354名、本年度対象見込みが、国の積算基準により算出したしました人数が203名ということで、これにより中身はふえたり減ったりいたすと思っておりますので、それにつきましてはまた3月の補正等で御相談させていただくというふうなことを考えているところでございます。

それから、小児インフルエンザでございますが、これは定額助成で1回1千円ということでお願いをしているところでございます。1回打ちと2回打ちというふうに分かれているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今の説明によりますと、例えば子宮頸がん接種ワクチンですね。これは中1から高校1までと今言われましたけれども、3回接種になっているわけですね。そしたら、例えば高校

1年生やった場合に、期間が今言われたとおり、1回目から3回目までに6カ月から7カ月ぐらいあくわけですね、3回目の接種がですね。その場合に、この高校1年から超えた場合、例えば1回目の接種したときに、それが年齢に該当したら3回まで接種されるのか、その点はどういうふうになっていますか。おわかりですかね。

要するに、該当者があった場合にはそのまま3回されるということですか、年齢を超したとしても。よかですかね。例えば、16歳ですよ、それに該当者がおられるとします。それは年齢が16歳から超えた、年齢がその時点であった場合には、3回接種は自動的にされるということですかね。質問の仕方が悪かですかね。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

この分につきましては非常に議論が出たところでございまして、国の接種基準によりますと、どうしても16歳相当までということで、高校1年生の学年の間までは私どもはオーケーというふうに考えているところでございますが、それを超えました場合につきましては、まことに申しわけございませんが、この補助がゼロになります。こちらのほうといたしましては、要するに、高校2年生になられたときに接種をされた場合につきましては国庫補助が付きません。その分につきましては自己負担で行っていただくというふうに、かなり検討いたしました結果、こういうふうをお願いすることというふうになりました。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今課長が言われるのは、要するに、ここの範囲内に年齢がある場合にはできるということですよ。そしたら範囲内に3回まで接種、要するに僕が言っているのは中学1年から16歳まで、高校1年生までぐらいと言われたですね。例えば、中学1年生の場合には当然1回、2回、また6カ月後に3回できるですよ。僕が言っているのは、市民の皆さんからあったもんです。1つは、例えば自分の娘さんは16歳でぎりぎりのところに来ていると。そういう場合に、ぎりぎりの該当になったときは1回は打たれても、それはずっと3回打たれるわけですね。ぎりぎりの該当——ぎりぎりで該当あって、半年以降に3回目を打つにしても、それは打たれるということですかね。そこを言いよつとです。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

先ほど御説明したつもりでございましたけど、まことに申しわけございません。

16歳、いわゆる同級生で高校1年生までの間は対象になるということでお考えいただきたいというふうに思います。例えば1年生で3月に打たれたと、で2年生になられたといった場合につきましては、1回打たれてその後6カ月あけなければいけませんので、その分につきましては国庫補助等つきません。いろんな補助がつきませんので、まことに申しわけございませんけれども、自費でお願いをしたいということで、何とか学年までは私どもも検討いたしまして、何とかこの同級生までは頑張ってくださいと。ただ、それ以上を超えられた場合につきましては、まことに申しわけないということで、自費での接種をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

これは大体3回打たないといけないというのですか、打つようになっているわけですね。だから僕が今言った、そういうふうに、もしもそれがぎりぎりの線で来た人が、やっぱり該当者おられると思うわけですよ。そういう面で僕は質問いたしましたので、その点は、意味は課長わかっておられると思うんですけども、そういうふうにして何とかできないものかなという思いでね。国の基準、いろいろなものがありますので、ここでどうこう言われるものじゃないと思いますけれども、せっかく2分の1です、2分の1も鹿島市が出していただいて、これを取り組みをされるということ、これはありがたいと思います。

この2分の1ですけど、これは交付税なんかのあれは幾らか対象になっているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

この交付税措置につきましては、今出ましたところが非常に新しゅうございまして、全体的な交付税措置というのは書いてございましたけれども、それがどこにどのように当たっていくのか、また幾ら当たるのかというのはちょっと不明でございまして、これからの勉強をさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

それで、もう1つ課長に聞きたいんですけど、これは接種するときにはどこの病院に行ってもできるのか。そして、しかも診察が要るのか、それともそのまま接種できるのか、これはどのようになっているんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

今の問題につきましては、鹿島の医師会のほうと今協議中でございます。と申しますのは、鹿島市内のほうでは産婦人科の場合は産婦人科で、小児系は小児のほうでというふうな取り扱いをしておりますので、ただ、子宮頸がん等につきましては、よそのところで打たれても大丈夫なように償還払いという形も、市外で打たれても大丈夫なような形をとっておりますが、今そのやり方については医師会と協議をしているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

この前、鹿島医会の100周年の会合があったときに、ちょうど会長がおられたもので、この件は要するに診察代も含めて、これは例えば15千円の中のですよね、本当に15千円かかるんですかという議論もちょっとしたことあるんですよ。だから、こういうふうにして課長のほうからもいろいろ医師会と一応お話をさせていただいて、これがやっぱりスムーズにできるように、そういうことをお願いしたいと思います。いいでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

水頭議員のおっしゃられたように、ただ、これが今お願いをしたのは、たくさん接種がございましたので、まとめて十数種類の接種とともにお願いをいたしております。色よい返事がいただけるように、こちらのほうとしても努力をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

じゃ、次に行きます。

もう1点ですけれども、43ページ、小学校費の中の学校管理費ですかね、小学校施設整備事業経費ほかの中で備品購入費にグランドピアノ、ホルンほかと上げられております。多分、1つは教育長にお礼を言わなければいけないものがあると思います。

これは、実は鹿島小学校で金管バンドがおかげさまで9月には金賞を受賞したということ、おめでとうございます。そういうことで、僕もこれは3月の決算のときにいろいろ議論いたしましてお願いしたものが、少し予算を計上していただいたということで、この修理、また新しいものを購入されたということは聞いております。それで、親御さんあたりも金賞をと

ったということで大分喜ばれていると思いますが、ここの中身をちょっと説明をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

谷口教育次長。

○教育次長（谷口秀男君）

それでは、お答えいたします。

今言われたように2点ございます。1点目は、先ほど言われた鹿島小学校の金管バンドです。これは御承知のように、6月補正で備品——チューバなんですけれども、2台買いまして、緊急に修繕しなければならないものがありましたので、21台、6月補正で計上して、その後修繕をいたしております。このたびの補正は、それ以外に楽器をです、具体的に言いますと、ホルンを4台とユーフォニアムを4台ということで、年次計画をいたしておりますが、前倒しで子供たちのためということで予算計上をさせていただいております。

もう1点は、7,000千円のうち、グランドピアノを2台でございます。これは能古見小と浜小にそれぞれ1台、これも学校から強い要望がございまして、先ほど財政課長が説明しましたようにかなり古くなっております。それで、調律といいたまいますか、専門家の方もおかしいということで、来年というか、買いかえをしたいというものでございます。具体的に言いますと、グランドピアノをです、同じ型のものでございますが、能古見小と浜小のグランドピアノを整備したいと思っております。

ちなみに、能古見小は昭和52年に購入しておるものでございます。浜小についても、これも古いわけですけれども、昭和44年ということで、この大きな2点で、今回の楽器の補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

グランドピアノのほうは能古見小と浜小ということですね。そして、ホルンを4台ということをおっしゃいました。

今後の計画ですけれども、予算計上をずっと順調に、特に鹿島小学校の場合には、金管バンドには相当の力を入れて、修理等もほとんどされているんじゃないかと思っております。そういう中で、このようにして今予算もつけられておられますけれども、修理等はもう全部終わられたんですか、それとももう少し修理等があるのか、それから今言われたホルンです、あとどのようにされるのか。せっかく喜ばれて、金賞までいただいたということで相当の盛り上がりがあります。事実、教育長も御存じだと思います。そういうことで、その件に関してお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

谷口教育次長。

○教育次長（谷口秀男君）

お答えします。

今ずっと申しました台数を合わせますと、全部で31台でございます。調べたところ、総数64台ありますけれども、学校の先生、それから保護者の方からいろんな要望を聞いて、この台数を上げてきたわけですけれども、今のところ、さらにとかいう要望はございませんので、何かありましたらお話を聞いていこうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

最後に行きます。教育長にいろいろとですね。僕が間違っと思ったらごめんなさい。さっき言ったとおり、9月に金賞をとったということで、初めての金賞ということで親御さんの方、またPTAの方、相当喜ばれているということを知っていますが、教育長の一言、感想あたりでもお願いして終わりたいと思いますので、初めてとったということやったんですけど、僕の間違いかしれんけど、そういう話を聞いていますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

鹿島小の金管バンドにつきましては、今おっしゃるとおり、評価をいただきまして大変ありがたく思っております。議員からも以前にもありましたように、楽器等の充実については御指摘もいただいております。市長あたりも御理解いただいて、このような措置ができたことは大変ありがたく思っております。

こういう場合にですね、要望というのはあるわけですが、私ども自身がやっぱり学校に出向いて確かめをさせていただきました。そして、しっかり把握をして、そして関係者からも事情をちゃんと聞いて、そして所要の予算をこのようなことで講じているという状況であります。

加えて、楽器がそろってもやっぱり、何と申しますかね、練習の質みたいなものが向上しないといけないわけですので、今年度中途からでしたけれども、緊急雇用で指導員を1人配置しております。その効果も多少あるのかなというのがありますし、ハード面、ソフト面、両面から子供たちの活動に支障がないように、より支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

7番徳村です。1点だけ質問をいたします。

補正予算書の33ページ、先ほど水頭議員のほうからも子宮頸がん及びヒブ、小児肺炎球菌ワクチンですかね、質問がありましたので、この点については質問を私は控えたいと思いますが、小児インフルエンザの件でお伺いをいたしますが、ここに1人1回当たり1千円の助成額というふうになっておりますけれども、実際に個人が負担する金額というのはわかりますか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

はっきり覚えておりませんが、大体2,500円から3千円だったというふうに記憶いたしております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

多分、各病院ごとに価格が違うということで、1回当たりの助成額が1千円ということになっていると思います。ですから、先ほど課長の答弁で考えますと、各病院で価格が違うということで理解してよろしいんですね。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

価格につきましては、こちらのほうで鹿島医師会のほうには統一した価格でお願いをいたしますというふうなお願いをいたしておりますし、よその市町にもお願いをいたしまして、なるべく同等の価格で打っていただきたいということでお願いをいたしておりますが、診療手数料その他等が発生した場合がございます。それとか、要するに熱があつたら打てないとかいう場合がございます。こういった場合の分の自己負担というのはあるというふうにお考えいただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

現状はどうなんですかね。ほとんど市内というのは一律で、先ほどちょっと若干お願いをしているけれどもということでしたけれども、そのお願いというのは聞き入れてもらったような形で市内がほとんど統一されているのかどうか、お伺いします。現在ですね。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

私どものほうで医師会様をお願いしているのが、1回1千円うちのほうが補助をいたしますので、先ほど診察料を入れなくて私がお答えいたしましたけれども、これ入れまして3,600円をお願いをするということをお願いをしているところでございますので、大体鹿島市内、どこの病院に行かれましても3,600円で打っているものだというふうに思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

なぜこの質問をしたかといいますと、昨年でしたかね、鹿島市内の補助がない部分についてのインフルエンザの補助がないとき、隣町、隣市に行ったときに、金額がそちらのほうが大分安かったと。1人当たり1千円ぐらい違ったということで話を聞きまして、子供たちが例えば2人、3人、4人といらっしゃる御家庭というのは、一遍にやると3千円も4千円も違ってくるといことになりますので、そういうことがもし鹿島市で起きた場合、そういった病院に集中してしまうということがあるかと思ひまして質問をしましたがけれども。

あと、例えば鹿島市の方が市外で打たれたとき、インフルエンザの予防接種をされたときも一律1千円の補助が出るということで理解してよろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

市外の病院で打たれました場合につきましては、領収証をお持ちいただくことによって1千円の補助をいたしておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

償還払いという形になるのかな、そしたら。そうですね。はい、わかりました。

このインフルエンザについては、予防接種はもちろんですけれども、やはり日々の予防というのが大事ですから、そちらのほうにもぜひ保険健康課のほうで力を入れていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

3番松本末治です。1つ、お尋ねをいたします。

先般の11月26日に早々と新聞にミカンの花の研究というのですか、載っておったかと思えます。生け花にということで、佐大と共同研究というようなことで載っておりました。

この議案の中で説明資料12ページ、25番、花き研究委託料、ミカンの生花としての商品化技術研究委託ということでありませうけれど、まずお尋ねをいたしたいと思えますのは、また感謝をせにやいかんと思えます。

本当に今ミカン産業が低迷しておる中で、そういうことでプロジェクトの中で発案をしていただき、そして何とかミカン農家の意欲向上、そして、それがひいては後継者育成にもつながるんだということではなかろうかと思えますけれど、過去において、昨年ごろやったろうかと思えますけれど、公には出ていなかったと思えますけれど、鹿島で荒廃園対策で花をつくってというような話をちょっと聞きまして、またミカン農家が荒廃園に花をつくっても思っておりましたら、桜の木を植えてというようなことがあったんじやなかろうかと思えますけれど、その件で御説明があればお伺いしたいと思えます。

**○議長（橋爪 敏君）**

森田農林水産課長。

**○農林水産課長（森田利明君）**

お答えします。

議員おっしゃられましたとおり、昨年、桜の木を荒廃園の対策として計画をいたしておりました。その紹介先が山形の農場ということで、こちらの鹿島の気候に適するかどうか、それとか、あと技術面で休眠打破とかそういうこともございまして、また参加農家のリスク等とか財政面、いろんな面で考慮いたしましたところ、計画をちょっと中止せざるを得なかったというような状況でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

3番松本末治君。

**○3番（松本末治君）**

さっき言われるように、私もそういう話を聞いたとき、落葉果樹は低温遭遇、休眠時間というのが必要だということで思い、本当に桜が鹿島で物になるとかなという思いは持っておりました。それで、途中頓挫しましたというような話を聞いてですね、安心したわけじゃなかですけど、残念だったなと思っております。というのは、私が桃の栽培をしておりますけれど、桃についても、ハウス栽培ですけど、休眠、低温7.2度で800時間とか遭遇をさせにやいかん。桜を調べますと、1,000時間以上遭遇をせんばいかんということなんですよ。

単純に申し上げますと、わかりやすく申し上げますと、7.2度以下で800時間と申しますと、今最低温度がゼロ近くになっていると思えますけれど、7.2度以下という時間帯が、例えば12月になって15時間ありましたら、12月いっぱい450時間ですよ。それであと350時間必要

だということになりますから、1月の低温遭遇を受けないと花は咲かんですよ、来んですよというようなことなんですよ。ミカンにはそういうことは全くないじゃないかですけど、大体暖地の果樹ですから、大丈夫だと思っております。

ミカンについてもいろいろですね、摘果ミカンを——課長も少し広かですけど、大分減っておりますから、私も1年ぐらい前は果汁を振りかけておりました。そういう効果もあるとですよ。薄毛が出てきます。そういう摘果ミカンを物にしているところもあるようですけど、本当に香りのある、美しいミカンの花をターゲットにさせていただいてよかったなど思っているわけですけど、ただ、本当に一般市民の方が、ミカンの花ぼどがんとやらかにかという感じじゃなかろうかと思えます。実際私もミカン農家でもありますし、今申し上げるように落葉果樹もしておりますけれど、そういうふうな面もありましてですね。

今現在、全国的な中で葉っぱ産業を行っておられる、高齢者で全国一じゃなかろうかと思えますけれど、そういう産地、徳島県上勝ですか、そういうところでの今の実情、もちろんミカンの花はなかろうかと思えますけれど、はどういう状況か、おわかりだったら披瀝いただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

ちょっと情報によりますと、先ほど申されましたとおり、徳島県の勝浦町（73ページで訂正）というところで、ここは人口の約半分を高齢者が占める過疎の村ということでございますけれども、今申されました葉っぱを商売にされて、年商260,000千円を上げておられるということです。その葉っぱですけども、山に生えていたり自家栽培をしている葉っぱだけでの年収が10,000千円を超す従業員がおられるというようなことの情報がございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

今課長のほうからありましたように、本当に年商260,000千円といいますと、道の駅鹿島「千菜市」が3億目標ですから、あそこの売上高ぐらいあっているんだというようなことじゃないかと思えますけれど。

東京の花市場にお尋ねをしましたら、やっぱりミカンの花はまだ出ていないんですね。だけん、ぜひ成功させていただきたいと思っております。さっき申し上げた桃の花については、花桃といって専用の品種もあるわけですけど、ミカンも花ミカンという形ぐらいに、特定できるよういない品種を選抜すれば、なおいいんじゃないかと思えますけれど、実際花

ということで対応していく場合、今、荒廃園対策というようなことも多分あると思いますけれど、今、木が弱っている、樹勢が落ちているというミカンの木で花をとりますと、花ばかりなんですよね。

ミカンの花というのは、葉っぱを持っている有葉果ですね、芽が出てきて葉がついて花が咲くやつと真っすぐ花が咲く直花と二通りありますけれど、直花ばかりですとだんご花になります。逆にそれがよかよという、商材にもなるかもしれんですけれど、しかし、樹勢的に翌年は全く花がつかんやっぱいというようなこともあろうかと思えますから、その点、できればそういうところまで研究をしていただいて、ぜひJAの担当の方たちともしっかり突き合わせて対応していただかにかんとかじゃなかろうかと思っております。そういう面で、いろんな生け花とか、つまとかあろうかと思えますけれど、それはまだ先くさいというようなことじゃなかろうかと思えますけれど、このごろはTPPの問題もありますから。

先日ですか、政府も中国に出向いて輸出を図ってこうというような対策もとるんだというようなことも言われておりますから、ミカンの花を輸出ということじゃないですけど、これを機会にぜひ、ミカンもいろんなものを輸出できるような体制づくりをしてもらえばというような思いもありますけれど、発案の樋口市長、その点お伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですからお答えをいたしますが、一つだけ御理解いただきたいのは、実はこれ日本で初めての試みなんです。したがって、ここで具体的なことをしゃべるということは競争相手に情報を提供することになりますんで、それだけは勘弁をいただきたいと思えます。

それで、お話しできる点は、ミカンの花は非常に香りと花の色と柄とといいますか、女性の好みに合うということで、例えば化粧品なんかにも取り入れられておりますように、そういうニーズに合うんじゃないかという一面がございます。

それからもう1つ、ミカンには、むしろ議員のほうが私より御承知ですけども、裏年、表年がありますから、それをうまく実と花に分離できないかということが一つの焦点ですね。

それからもう1つは、ミカンの場合は商品がいろいろございまして、早く実になるものから、いわゆる5月ぐらいまで、おくてといいますか、晩かんといいますか、いろんな時期に花が咲き、実がなるという特徴がありますんで、それを何かうまく利用できないだろうかという点がもう1点でございます。

冒頭話をされた桜を例にとりますと、実はあれ啓翁桜という特別な品種で、ミカンでいいますと極わせと言ってもいい品種に該当するんじゃないかと思えます。したがって、ある時期しか咲かないし、桜が切り花として売れるのは、河津桜というやや早咲きの桜が世の中に出てまいります前までがやっぱ勝負、せいぜい一般の家庭まで眺めてみても、もう花見が

終わったら桜は何の役にも立たないということなのですが、ミカンはそれと全く発想が違いまして、咲いている間じゅう生け花にいつでも使えないだろうかという発想がありますので、桜とは少し前提が違うんじゃないかと思っていただいて結構だと思います。

それとミカンの場合は、これももう御承知でしょうけど、枝を切るということはある意味で栽培方法の一環として、これは当然予定されているわけですよ。したがって、そういうものを入れてどうするか。幸い、佐賀大学が日本で初めての試みであるから手を組んでみようというお申し出がありましたので、やり始めるということでございますが、お願いは、余り細かい質問をミカンの専門家の方から聞かれるぎ何を言いよるかわかるし、ほかの人も聞いたらすぐやられる。これはある意味で非常に簡単な実験なんですよ。そんな機械を使ったり、金を使うという実験ではありません。要は、やるかやらないかという話なんですよ。したがって、どこかで話がありましたが、何で2番じゃ悪かろうかという話ですけど、これは1番じゃないと全く意味がありませんので、将来、特許あるいは種苗法の規定の登録にもかかわってきますから、ぜひ熱いまなざしで、できるだけ見るだけにしていただけると非常にありがたいということを申し上げて御説明にしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

ぜひ特許がとれるように、頑張っていたきたいじゃなし、頑張りましょうということになるかと思いますが、それでは、まだ秘密かもしれませんが、もう多分ハウスのミカンの花は咲く時期になってきているわけですよ。その辺の対応はもう、まだついておらんけんがされんとですよ、余り先——これは聞かんがよかですね。わかりました。

そしたら、ぜひその辺も——フライングは大丈夫じゃなかろうかと思えますから、ぜひその辺は心して対応していただければ早期の開花と、ミカンの花ですから開花につながりますけれど。いろいろ本当に枝を使って生け花も、ツバキの生け花とかは、私も生け花をちょっとばかりかじったことあるとですけど、ミカンの枝を使って、ミカンの花を咲かせた生け花をことしはぜひやってみたいなという気がしております。本当にうれしいことで期待をしております。

また、栽培面ではかなり難しい点も出てくるかと思えます。さっき上勝町の話をしていただきましたけれど、やはり上勝町についても今は山からとってくるばかりじゃ、やはり製品、商品化率が低い、ちょっと悪いということで、いろんな人工的な対策もとられているというようなこともあるようですから、その点も森田課長、しっかり勉強していただいて対応していただければと思います。

もう1つ、せっかくプロジェクトでミカンの花とノリの特産品化ということが上がっているかと思えます。その方途はまだ定まっておらんとでしょうか。今の現状をお伺いしたいと

思います。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えいたします。

ミカンとノリ、特産品づくりということで提案がっております。今それをどうやっていくかというのを、当初予算あたりにどう組めるのか、もしくはお願いの仕方をどうしていくか、開発をどうしていくか、その辺を今詰めているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

ありがとうございます。ぜひ23年度当初予算化できるように、ミカンの花、また特産品、ノリもことしは、今のところは大丈夫のようですね。そしたら、そういうことで市長初め担当課長、よろしく願いして終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

申しわけございません。発言の訂正をお願いいたします。

先ほど私答弁の中で「徳島県勝浦町」と申し上げましたけれども、正式には「徳島県勝浦郡上勝町」でございます。申しわけございませんでした。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

2番議員松尾でございます。私は1点だけ質問をさせていただきます。

議案書の31ページ、保育所運営費について質問いたします。

これは文教厚生産業委員会の席でも質問がいっぱい出たわけですが、当日だったことで、まだ少し質問し足りない点がありましたので、今回質問をさせていただきたいと思います。

今回、保育所運営費76,629千円が計上されております。今回の補正の中でもかなりの高額になっております。今の経済状況、不況の状況の中で、やはり働きに出なければならないという状況がゼロ歳児の保育所への委託ということになっているというふうに思います。

先般の委員会の中でも御質問しましたが、この後の質問にも関連しますので、入所増の状況をまず説明していただきたいというのと、1人当たり補助がどれくらいになるのかということをまず質問したいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

現在の状況と見込みについてですけれども、この補正予算を組む段階におきまして、平成22年度の4月現在のゼロ歳児が29名、平成22年度の10月現在のゼロ歳児数が91名と、4月から差し引きますと62名が増加しております。それと、1歳児についても4月現在で124名、10月現在においては141名、17名の増となっております。それと、12月、1月、2月にゼロ歳児、もう既に12人の追加ということで、きょう現在追加がっております。

人数については以上ですけれども、1人当たりの委託料ということだろうと思っておりますけれども、ゼロ歳児については平均146千円、これは保育所の規模によってもかなり違ってきますけれども、平均的には146千円、これを今回補正で25人ほど見込んでおります。それと1、2歳児を、これも平均ですけれども95千円、これについては10人程度の補正をお願いするということで、ゼロ歳から2歳まででもう既に55,000千円程度の増額と。あと3歳、4歳児についても若干ふえておりますので、その分で21,000千円程度の補正をお願いするということで、76,000千円という増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

先般の委員会の中では、説明資料の中にゼロ、1歳児の入所増による保育所への委託料の増ということで、全額の76,000千円がゼロ歳から1歳とっておったんですが、今の中では各段階に分けて総枠で76,000千円ということですね。わかりました。

そういうことで、ゼロ歳児の受け入れについては、やはり親も育児の状況というのは非常に大変な状況だと思います。そういう、まだ首が座ったばかりの子供を受け入れるというのは、保育所としても大変な状況になっていると思います。受け入れる側の施設の充実ですね。ベッドがちゃんとしているのか、あるいは以前SIDS——乳幼児が突然亡くなったというような事例もあって、そういうふう子供たちに異常があったときに知らせるような装置とか、いろんな設備的な面もやはり整っていないと、子供の受け入れというのは大変だというふうに思いますが、そういう受け入れる態勢というのはどうなっているんでしょうか、ちゃんとできているんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

各14カ園の保育所についてですけれども、保育指針のほうに整えなければならない設備というのが設定してあります。乳児室、保育室、医務室、調理室、便所、それと遊戯室、屋外遊戯場、こういった設定がなされております。そこにベッド数が、例えば幾らとかは、当福祉事務所では完璧にはとらえておりませんが、そういった保育指針に基づいて適正に処理をされているということでは考えております。その保育指針の中にも、例えば、園内には部外者は入れないとか、そういった安全管理の面とかいろいろたってありますので、その指針に基づいて運営がなされているものと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

ここは非常に大事なところなんです。運営がなされていると思いますということですが、やはり子供の管理上、保育士さんが十分に目が行き届いている状況にあるのかというのは、やはりこれだけ受け入れる子供たちの数がふえてくると、どうしてもそこら辺のところがおろそかになりがちということも十分考えられます。事故があつてから大変だったということでは困りますので、そこら辺のやはり確認とか検証とかは、補助を出す立場としてもぜひ行っていただきたいというふうに思います。

それと、子供たちの受け入れがふえてくるということは、当然保育士さんを新たに雇い入れなければならないということになると思います。そういうことで、先般伺った中では、ゼロ歳児については、子供が3人について1人の保育士さんを雇い入れなきゃならないということですが、これだけです、62名にしましても20名ぐらいの保育士さんが新たに必要になってくるわけですが、その保育士の確保ということで、今の段階でこれだけの受け入れがあつているということですので、確保ができていくというふうに思いますが、そこら辺で今後またふえる可能性がありますので、そこら辺の見込みについて、保育士さんの確保ということとどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

保育士の確保ということですが、その前にですけれども、例えば、今議員おっしゃられますように、ゼロ歳児については3名に1人の確保が必要です。ですから、前提としましては、それを超す分については、1人の保育士増をしないと保育措置ができないというふうなところで福祉事務所では運営していますので、確保自体はできているものの、保育士の

免許を持っておられる方の確保については、非常に各園苦勞をされているということではお伺いしています。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今後、保育士がふえるということで、保育士さんにもいろいろおられると思います。以前勤めておってすぐやめた方、あるいは長年勤めて、やめられてから長年たたれる方、やはり保育情勢というのはその都度その都度変わってまいります。そういう中で、やはり受け入れる側の乳幼児保育の講習なり研修なりが今後必要になって、事故を未然に防ぐということも必要になってくると思います。市のほうとしても、そこら辺についても保育園のほうに十分指導のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと相まって、保育士が保育業務に当たられるということですが、その方たちもやはり子育て世代であられる方がいっぱいおられると思います。新たなですね、子供を預けなければ自分も勤められないというような状況もまた生まれてくるわけでございます。多分、聞くところによりますと、臨時職員で対応せんばいかんというような状況であると思いますので、産休あるいは育休について、その方たちがとられるような状況はなかなか、臨時職員ということではできません。

そういうことで、今後この保育園の雇入れ、正規でも雇入れられるような状況をもう少しつくっていただきたいというふうに思います。それは、それぞれの園の事情で雇用についてはやっておられると思いますが、これぐらいの規模の園であれば、何人ぐらいの正規職員は必要ですよというような指導もできないものかと思いますが、そこら辺のことはどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田市民部長。

○市民部長（岩田輝寛君）

お答えしたいと思います。

保育士さんの待遇ということでしょうけど、年の途中でこういうふうにしてゼロ歳とか1歳とか、たくさん入ってくるということを前提にして園を運営するというのは、今の国の補助の基準あたりが非常に厳しいということで、こういう年の途中で需要があった場合は、どうしてもそういう形で臨時職員さんとか嘱託員さんとか、そういうことで対応せざるを得ないという状況が生まれてこざるを得ないということですね。これは一時保育にしても時間外保育にしてもそういうことですね。世の中がそういうふうにして求めますから、それに対して十分な財源措置ができればいいんですけども、そこが一番私たちの悩むところですね。

それから、また1つ私考えるんですけど、これは労働基準法の中では当然育児休暇であるんですね、制度的にとれるようになってはいるんですけどね。ところが、なかなかですね、地方の企業あたりに行きますと、そこの手当が十分できていないということもあるわけですね。労働行政としてもそこら辺は手を入れんぎ、このままの状態です、当然育児休暇をとれるのに、会社側の都合でそれがなかなか十分とれないという状況が生まれてきていると思いますので、労働行政まで含めてこういうことに対処せざるを得ないのかなというふうに考えております。全部の正職員で対応できたらそれが一番いいと思うんですけど、現実的にはなかなか難しい面があるということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

雇用の非常に難しいところです。そういうところで臨時職員で対応していかなければならないという状況ですが、今後このようなゼロ歳児の預けとか、保育所の預け入れが多くなれば、やはり園としても正規の職員をふやして、ちゃんとした雇用体制ができるように指導をお願いしたいというふうに思います。

それから、同じページの保育所みどり園費の特別保育事業保育士賃金増額の800千円とあります。この内容についてどのような内容になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

まさに、みどり園の増額分の賃金ですけれども、ゼロ歳児、1歳児の増員に伴う賃金の増ということになります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

そういうことであれば、保育所運営費の民間委託の国から来た補助金、これはみどり園のゼロ歳児の受け入れに対しては来ないんですか。ちょっと私が勘違いしているかわかりませんが、保育所運営費の上のところには民間保育所運営費の増額ということで書いてあって、下のみどり園のところには今ゼロ歳児の受け入れでその賃金ということなんですが、保育所みどり園の受け入れの補助はないんですか。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

みどり園については、鹿島市立ですので直営です。ですから、その分については国県補助金は伴いません。民間保育所ですので国県——国2分の1、県4分の1という補助金を伴いながら、市が委託をするという流れになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

そういう事情はわかりませんでした。実はこのことで、先般の話の中で、民間の保育所は一応定員よりも多く受け入れていると。あと七浦の2保育所と——幼稚園ですか、それとみどり園がまだ定員割れをしているという状況の中で、これだけふえてくれば、逆にみどり園がそういう子供たちの受け入れを積極的にやってもらいたいという趣旨の質問であったわけですが、結局、国、県から補助がないということで、なかなかその受け入れもですね、積極的にやれば市の負担がふえるということになりますけど、やはり公立としてある以上は、定員が割れているという中で、やはりこちら辺はもう少し市としても積極的に受け入れる態勢をつくっていただきたいと思いますが、そこら辺どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

各14カ園、保育所がありますけれども、まずもって、みどり園については確かに定員を割っております。この分については今保育形態、要するに親御さんたちがどこの保育園にやりたいかということを考えますと、まずは、おじいちゃん、おばあちゃんがおられたら自分の近く、あるいは通勤途中にある保育園、それとか勤務地に近い保育園ということで、それぞれの親御さんが自分の便利な保育所を選ばれると思います。そういう中で、みどり園の希望者数がこの数字だということで考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

みどり園の立地的な条件を考えますと、かなり町なかにあります。それで、立地条件は決して悪くないんですよ。勤めに行く途中の道もそんなに悪くありません。だから、そういうことも確かにあろうかと思いますが、やはり園自体が受け入れる体制をしっかりとやっている

かどうかというところも、一つの預ける目安になってくると思います。

今後このみどり園が、民間委託に向けて今話し合いがなされておりますが、今現在ある以上、こういう子供たちを預けんばいかんというような状況の中で、やはり園としてももう少し前向きに受け入れる体制をとっていただきたいと。向こうから申請をされて受け付けるという事情はわかります。ただ、園自身が受け入れる誠意をどれぐらい持っているかということも、やはり預ける側にとっては園を選ぶ一つのポイントになってきますので、決してみどり園が一生懸命やっていたらしゃらないというわけではありませんが、さらにそこら辺のことを一生懸命やられて、今こうしてみどり園が公立としてあるわけですので、ぜひそこら辺のことも頭に入れて園の指導に当たっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにどれくらい希望の方がおられますか。

それでは、10分程度ここで休憩をいたします。3時35分から再開をいたします。

午後3時23分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ここで、2番議員の議案第55号の質疑に対して、当局から追加答弁の申し出がっておりますので、これを許します。岩田市民部長。

○市民部長（岩田輝寛君）

先ほどの松尾議員の最後の質問で誤解があったらいけませんので、ちょっと追加して答弁をさせていただきます。

みどり園が決して年の中途で園児を拒んでいると、受け入れを拒んでいるということはございません。今回も臨時職員の賃金の補正をお願いをしている。みどり園がいいということで申し出があった場合は受け入れをしております。

それからもう1つ、民間の保育園が定員オーバーに相当なっておりますですね。せんだって、委員協議会で御説明したとおりですけれども。これは、1つは民間の保育園がずっと定員を少なうなしてきとんさっわけですね。子供さんが少なかもんですからですね。平成17年と22年を比べますと、150人から定員を絞とんさっわけですよ。その関係もございませぬ。そして、定員が少なくなりますと、補助単価がどうしても上がるんですよね、見方がですね。そういうことも、子供が少ないということと、それから経営上の問題、そういうことで定員をずっと少なくなしていると。みどり園はずっと定員を据え置いていると、そういう関係もございませぬので、誤解のないようによろしく願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。

これは議会と、議会のこういう場でいろんな議論をしていきます。役所は考えておきます、検討します、そんないろいろ返事の仕方がありますが、実は、前々回か前回かは頭にはないんですが、私は北の鎌倉の問題で、情報基盤の整備、いわゆる単純に言えばケーブルテレビの情報の問題を提起して、そのときに12月議会の予算ではどうしましょうかというようなお話をされたと思っております。

ついては、今、ケーブルテレビについては、市直営で設備をされております。前回、見ますと、もう発注されているのかな。発注されて、入札減なり、あるいはそういうので手だてをするというようなことを言われたというふうに記憶しておりますが、今回の補正予算には見当たらないというように思っておりますが、その点について、どのような形で補正から抜けたのか。あるいはまだ検討というようなことで、次期の補正にするのかですね。これは、私がするといったわけじゃないわけですね。行政のほうが検討するということになっていたと思っておりますが、その点、いかがなっていますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

多分、議員おっしゃっておられるのは、6月議会のときにケーブルテレビの予算を入れるときに、多分、久保山地区の一部だったと思いますが、そのところが未整備であるというようなことでの御質問だったと思います。それで、そのときに私のほうが、できたら、今度予算残があればその予算残で、あれであれば補正でというようなことで申し上げたということだったろうと思います。

おかげさまで、私どものほうで当初の予算いただいた中で設計を全部組み直しまして、基本的には、その地区につきましてもすべてカバーできるような形で設計ができ上がりましたので、今もう既に発注しているというような状況でございますので、後のほうの予算は必要なかったということで御報告させていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

それはそれで説明してくれないと。いやね、入れてもらうのはそれはありがたいですよ。でも、そのとき入っていなかったわけでしょうが、ね。一番当初の予算のときにはね。その久保山の普明寺の裏側の分については非常に難しいと、そして、ケーブルの設置計画そのも

のが外れているというかな、そういうことであったということをお聞きしているんですね。だから、それで何とか、そいぎそうねと、ケーブルテレビも自分のところの独自の開発のあれには入っていない、役所にも入っていなかったという、そういうはざまの中にあっただけですね、この前のやつは。

ならそれを、じゃ、どちらかでしましよと、どちらかしたらどうですかというお話をし、民間ではなかなかあそこだけというのは難しいと、負担が大きいということで、今、役所でやっている、行政で直接やっている部分で何とかできます、できますということだったですね。

ということは、入っているという考え方でいいですね。この前あった入札、ちょっと私もよく見ていないけれども、確かに、えっ、今度落札率がちょっと高いなという感じも受けて、予算もぎりぎりなのかなという感じを受けてホームページを見ていたんですけども、そこに入っているということで御承知をして、年度内には完成をするということでよろしゅうございますか。改めて確認をしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

再度お答えいたします。

基本的に前回の、今回の発注工事の中に今年度のエリアの分についてはすべておさまりましたので、発注いたしております。ただ、やっぱり業者さんにお聞きしておりますと、どうしてもケーブルテレビの光ケーブルの部分の材料が、全国的にかなり需要が逼迫しているということで、ぎりぎり、ちょっと業者に聞いておりますと、3月いっぱいまでは本工事にかかりそうだというようなことを聞いております。3月いっぱいにはかかりますということで聞いております。

あと、本工事を済ませてから、今度は引き込みがまた長くかかるというようなことで、7月までには間に合うわけでございますけれども、業者のネット鹿島さんのほうにはできるだけ早目をお願いしたいということずっと申し上げておりますけれども、なかなか引き込みについて迷惑をかける部分が、少し4月にずれ込む可能性があるのかなということで、ちょっとお聞きをいたしているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ちょっと確認をしますね。いわゆる物をつくるのは市のほうで、今度、今までね、ずっと発注しますよと、そこの中にケーブルを通す通さないは、また別の問題ですよ。一緒に通しますかね。通さないでしょう。通すんですかね。その請負金額の中には入っていますかね。

要するに、柱を建てるでしょう。ないところ、柱を建てる以外ないでしょう。そして、線を通すじゃないですか。線を通すところまで入っているということですね。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

再度、申しわけございません。お答えいたします。

今、私どもが発注いたしております本線でございますので、ネット鹿島さんが今整備をされているところの本管の部分から、その集落までの部分は我々のほうで引きますということで、集落のところまではどんと大きな線が来ます。あとは、その集落のところの本線の一部が来たら、それから先については、今度はネット鹿島さんが引き込みを、ずっと各家庭とお話をされて、契約をされて引き込まれるということですので、私どものしている本管の部分については3月で完成をいたします。あとは、個人さんとの契約の中で、少し4月に引き込みがずれる可能性もあるということをお聞きしているということをお答えいたしました。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今回、そういうことで非常によかったと思いますよ。でもね、仕事はそのようにしてよかったと。ただ、我々とね——議会外でおれにいろいろ言うてこいという意味じゃないよ。そうじゃなくて、こういうふうになりましたという報告は、やはり委員会にもなきゃいかんと。この前、委員協議会して、何のためにしたかということですよ。

だから、そういうことも含めて、やっぱりこれから仲よくやっていきましょうよ。何かね、情報を小出ししていくと、そういうことじゃなくて、やはりそれはそれで一つの評価をお互いしていかなきゃいかん仕事ですから、そういうことでやっていきましょうよ。そうしないと何か、予算は入れていますよという、何か私が質問しているのがね、私が知らないような感じで質問するようになるじゃないですか。中西裕司は勉強していないということになりますので、そうじゃないということをはっきり言わなきゃいかん。それをひとつお願いしておきたいと思います。

もう1つ、今回の入札残があっていると思いますね。その残についてはどのような措置を、今後、まだケーブルが通っていないところについてはどのようにされますか。もう100%通ったという考え方でよろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

山間地につきましてのケーブルの整備につきましては、今回、入札、発注いたしました部

分ですべてをカバーいたします。ただ、市内で1カ所だけですね、1集落だけがケーブルじやなくて共同アンテナ方式を選ばれておりますので、そこまでは行っていませんが、ただ、その部分については、逆にケーブルテレビについては営業エリア内でございますので、個人が引きたいということであれば引けるというような状況でございますので、ほぼ市内のブロードバンドの整備については、今年度すべて、100%完了するということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

それで、情報の基盤整備はできたと、いよいよ100%できたんで、市民の中にももう不平等感はないと。あとはやっぱり市庁舎なり、やっぱり役所の今度は情報の出し方だと思うんですね。現在、鹿島市はケーブルテレビの株主でございますので、やはりそれなりの経営支援なりもしていかにかんがえたいし、あるいはやっぱりいつまでも無料で広告を出したり情報を流したりということはできないだろうと思うんですね。そういう意味では、新たな段階に入ってくるというふうに私は考えておりますので、今後、実施主体であるケーブルテレビの会社との今後の鹿島市行政のあり方をですね、やっぱりもう1回ゼロに戻して協議をしていただくと。そして、将来の情報の発達、あるいはすべてのものをどう流していくかということも含めて検討をお願いして、終わりたいと思います。

終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第55号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第55号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第56号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 議案第56号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

議案第56号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正の内容は、建設事業費の事業確定見込みに伴う組み替えと増額でございます。

別冊の補正予算書で説明をいたしますので、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,550千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ962,767千円といたすものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページに掲載をいたしております「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目、一般会計繰入金は1,550千円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお開きください。

1款2項1目、建設事業費は、事業費確定に伴い工事請負費の組み替えと委託料、また、補償補填及び賠償金の増減に伴う1,550千円を増額でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第56号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6．議案第57号 平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第57号について御説明をいたします。

議案書は15ページでございます。お手元の補正予算書により御説明をいたしますので、補正予算書のほうの御準備をよろしくお願いいたします。

議案第57号 平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

今回の補正は、予算の増減を伴うものではございません。今回の補正の主な内容といたしましては、過年度の特定健診の国県負担金の確定及び過年度の出産育児一時金補助金の精算による返還金の増額の補正でございまして、それを予備費で調整したものでございます。

2ページ目をお開きください。

2ページ目は、今回の補正の集計表でございます。補正額はゼロというふうになっております。

3ページ目をお願いいたします。

3ページ目は、事項別の明細書でございます。この事項別明細書を若干御説明申し上げます。

今回の補正は、11款の諸支出金を増額いたしております。その分を予備費で調整するという内容でございます。

4ページ目をお開きください。

4ページ目は歳出でございます。主な内容といたしましては、過年度の特定健診等の国県負担金の確定がなされましたので、返還金1,080千円の増額及び過年度の出産育児一時金補助金の精算による返還金の増額40千円でございます。合わせまして1,120千円の増額をお願いするものでございます。

5ページをごらんください。

5ページは予備費の増減でございます。これは、先ほど各年度の各種精算金の財源に充てるために1,120千円を減額し、調整するものでございます。

以上で議案第57号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第58号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第58号 平成22年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第58号 平成22年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての御説明を申し上げます。

議案書は16ページでございます。お手元に配付の補正予算書により御説明を申し上げます。補正予算書の御用意をよろしくお願いいたします。

それでは、御説明申し上げます。補正予算書の1ページ目をお開きください。

今回の補正は、補正予算の総額に970千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ357,777千円にいたすものでございます。今回の補正は、平成21年度の決算の確定に伴うものでございます。

2ページをお開きください。

2ページと3ページ目は、今回の補正の集計表でございます。

次に、4ページをお開きください。

事項別明細書でございます。4ページと5ページを使いながら、若干御説明させていただきます。

今回の補正は、4ページの繰越金を増額いたしまして、その増額分を5ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金と諸支出金とで調整をいたすものでございます。

6ページをごらんください。

6ページは歳入でございます。内容といたしましては、平成21年度の決算に伴いまして、

決算余剰金970千円の増額をいたすものでございます。これは、平成21年度の保険料の平成22年度4月、5月、いわゆる出納整理期間中に納付いただいたものでございます。また、平成21年度中にぎりぎりですと還付処理ができなかったものの一部でございます。

7ページと8ページをごらんください。7ページ以降は歳出でございます。

先ほどの970千円のうち、出納整理期間中にお支払いいただいた保険料907千円を広域連合へ支出するもので、後期高齢者医療保険料等納付金増額をいたすものでございます。

8ページは、先ほどの残額63千円を過年度の還付金の増額に充当したものでございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 平成22年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第59号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8、議案第59号 平成22年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手譲二君）

議案第59号 平成22年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

説明の前におわびを申し上げます。今回上程の鹿島市水道事業会計補正予算の中で、2度にわたり資金計画の変更、それから、予定損益計算書の一部を誤っておりました。ここで訂正して、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、補正予算の説明を行います。

今回の補正は、3条予算支出で、受水費、法定福利費、賃金の増額、それから消費税の減額です。4条予算の支出では、機械及び装置の増額であります。

別冊の補正予算書1ページをごらんください。

第2条 鹿島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、1款1項、営業費用に1,649千円を増額し、2項、営業外費用に242千円を減額し、補正後の額を469,244千円といたすものであります。

第3条 予算第4条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、1款1項、建設改良費に5,000千円を増額し、補正後の額を321,437千円といたすものであります。

なお、5,000千円増額に伴って資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を239千円増額し4,498千円に、減債積立金を4,761千円増額し24,708千円として補てんいたすものであります。

2ページをごらんください。

第4条 予算第8条に定めた職員給与費を1,579千円増額し、補正後の額を64,085千円といたすものであります。

次の3ページ以降の附属書類の実施計画変更、それから、資金計画変更は説明を省略します。

5ページをごらんください。

給与費明細書でございますが、先ほど説明いたしました2ページの第4条職員給与費の1,579千円の内訳であります。賃金で534千円、法定福利費で1,045千円であります。

次の6ページ、7ページは予定損益計算書で、補正後の当年度純利益は7ページの下から3行目に記載しておりますが、72,450千円を予定しているところであります。

8ページ、9ページ、10ページは予定貸借対照表ですが、説明を省略させていただきます。11ページをごらんください。

まず、収益的支出について御説明いたします。1款1項1目、原水及び浄水費は70千円を補正いたしておりますが、鮎越西配水地の取水弁の故障で受水量が増加したことによる受水費の増、4目、総係費は1,579千円の補正で、法定福利費は人事異動による増額、賃金は産休代替に伴う臨時職員1名分であります。

2項3目、消費税は242千円の減額ですが、これは4条支出の増に伴って仮払消費税が増加することから、消費税の納付額を減額するものであります。

次に、資本的支出であります。1款1項2目、施設費を5,000千円増額するもので、これは久保山B水源地の取水ポンプが故障したため、早急に交換する必要が生じたことによるものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 平成22年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第59号は提案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、全議員から決議第3号 諫早湾干拓事業に対する福岡高裁の判決を受けて、上告を断念するとともに、中・長期開門調査の早期実施を求める決議（案）が提出されましたので、この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、決議第3号は本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。決議第3号は、会議規則第36条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、決議第3号は、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第9 決議第3号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第9. 決議第3号 諫早湾干拓事業に対する福岡高裁の判決を受けて、上告を断念するとともに、中・長期開門調査の早期実施を求める決議（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、決議（案）の朗読を求めます。2番議員松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

決議第3号

諫早湾干拓事業に対する福岡高裁の判決を受けて、上告を断念するとともに、中・長期開門調査の早期実施を求める決議(案)

12月6日、福岡高等裁判所は、有明海沿岸4県の漁業者らが求めていた国営諫早湾干拓事業潮受け堤防の撤去・排水門の常時開放を求める訴訟の控訴審において、5年間の排水門開放を命じた佐賀地裁の一審判決を支持する判決を言い渡した。

国においては、政府の方針案を検討するために設置された諫早湾干拓事業検討委員会から、本年4月28日に、「開門調査を行うことが至当と判断する。」との報告書が農林水産大臣あて提出されたものの、未だ開門調査を実施するとの決定が行われていない。

よって、今回の福岡高裁判決が出た以上、判決を重く受け止め、上告を断念し、開門調査を実施することが、沿岸漁業者をはじめとする市民総意の願いであり、ここに中・長期開門調査の早期実施を強く要請するものである。

以上、決議する。

平成22年12月8日

佐賀県鹿島市議会

以上、決議（案）を提出する。

平成22年12月8日

提出者	鹿島市議会議員	松田義太
	〃	松尾勝利
	〃	松本末治
	〃	光武学
	〃	馬場勉
	〃	森田和章
	〃	徳村博紀
	〃	福井正
	〃	水頭喜弘
	〃	橋川宏彰
	〃	中西裕司
	〃	谷口良隆
	〃	小池幸照
	〃	松尾征子
	〃	中村雄一郎

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。決議第3号 諫早湾干拓事業に対する福岡高裁の判決を受けて、上告を断念するとともに、中・長期開門調査の早期実施を求める決議（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、決議第3号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9日は午前10時から会議を開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時14分 散会